

au Insurance Disclosure

au損保の現状2014



トップメッセージ

平素は皆様にはau損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

弊社は開業以来、KDDI（株）のモバイルコンテンツ開発力・マーケティング手法と、あいおいニッセイ同和損害保険（株）の保険インフラ・商品開発力を融合し、モバイル端末から「いつでも・どこでも・手軽に」ご利用頂ける新しいコンセプトの保険サービスをお届けすることを自らの使命として取組んで参りました。



さらに、お客さまのご満足・ご納得の実現には「あんしん・うれしい・ていねい」な保険の提供が何より大事であると考え、そのコンセプトを「あ・う・て」という商品ブランドにまとめ、昨年より展開しております。

2013年10月からは自転車事故に2倍の保険金をお支払いする等、自転車事故への関心の高まりに応える“あ・う・て『ケガの保険 Bycle（バイクル）』”という商品を発売し、事故を起こした際の高額賠償への備えはもちろん、自転車向けロードサービスの提供など新しいサービスを加え、スマホの機能を活用した利便性拡充の点でご好評を頂いております。個人のものからコミュニティを創るものへ、線も面も担う「保険」を提供することも我々のチャレンジすべきテーマだと考えております。たとえば自転車向けの保険は、その普及をルール・マナーのご案内と表裏一体で進めることで、地域のコミュニティやご家族の安心に対しお役に立てるものになると考えます。4月からは、ペット保険をラインアップに加え、自転車やペットと共生するコミュニティづくりに繋がる社会インフラとしての保険のあり方を一層大切にしていきたいと考えます。

一方、お客さまとの具体的な接点として、スマホとアプリを二つの柱に据え、その柱を通した分かり易い商品・保険サービスご提供の範囲を徐々に広げております。保険を提供している海外旅行、そして自転車に関する情報満載のアプリをご用意しておりますので、ぜひ多くの方々にご活用いただき便利さを体感いただければと考えております。

これからも弊社は通信・保険という社会インフラをもっと身近で便利なものにできるよう、独自性を磨いてまいります。より一層のお引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

代表取締役社長

島田信之

Disclosure Report 2014

当社の経営方針・事業概況・財務状況などをより詳しくまたわかりやすくご説明するために、ディスクロージャー誌「au損保の現状2014」を作成しました。
当社をご理解いただく上で、本誌がお役に立てば幸いです。

*本誌は「保険業法第111条」に基づいて作成したものです。

当社の概要

会社情報（2014年3月31日現在）

創立	2010年2月23日
事業内容	損害保険事業
資本の額	45億円
株主	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 KDDI株式会社
従業員数	88名
本社	〒150-0011 東京都渋谷区東3丁目16番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ビル5F TEL : 03-6758-7373（代表）
URL	http://www.au-sonpo.co.jp



目次

経営理念	4
トピックス	6
組織	10

経営について

代表的な経営指標等	12
品質向上活動	13
勧誘方針	16
個人情報保護	17
情報開示	21
コーポレート・ガバナンスの状況	22
コンプライアンス	28
リスク管理	29
内部監査及び社外監査・検査	32
環境保護の取組み・社会貢献活動	33

保険商品・サービス

取扱い商品と新商品開発・改定	38
保険の仕組み	40
約款	41
保険料	42
保険金	43
お客さまサポート体制	46
損害サービス	47

業績データ

事業の状況	52
経理の状況	70

会社概況

沿革	86
主要な業務、株式の状況	87
役員の状況	89
従業員の状況	90
設備の状況	91

損害保険用語の解説	92
-----------	----

経営理念

au損保のお約束

1. au損保は保険のベンチャー企業でありイノベーターであることを目指します

これまでの保険会社の対応が必ずしも十分とはいえない保険商品（補償・サービス）、保険料（価格）や、新しい加入方法に、保険のベンチャー企業として果敢にチャレンジし、イノベーターとして、独自の価値を創造してまいります。

2. au損保は損害保険会社であると同時に、モバイル企業でありたいと考えます

KDDI（au）グループの一員として、ケータイまたはスマートフォンを利用されるお客様が求める補償コンテンツや補償アプリをご提案し、その結果、損害保険事業が成長する経営モデルを目標とします。

3. お客様を中心に、ステークホルダー全員の笑顔を追求めます

全役職員が「お客様第一」に明るく生き生きと働くことで、全てのお客様の満足と安心を実現いたします。同時に、コンプライアンスとリスク管理を徹底し、成長性と収益性が確保できる健全な企業運営をお約束します。

au損保のミッション

1. これまで十分な補償が提供されていないマーケットに積極的に対応し、安全で安心できる社会の実現に貢献します

保険のエントリー層である20代30代の若い人達や、今、最も保険を必要としている働く女性層を中心に、モバイルでダイレクトなアクセスを可能とし、手軽に保険をご利用いただける機会をご提供いたします。

一方、近時、自転車事故の増加が社会問題になりつつあるなか、普及拡大への要請が強い個人賠償責任保険やケガの保険等、これまで十分な保険提供がなされていなかった日常生活リスクの分野に、的確な保険プランをご提案し、お客様の安心ライフを支えてまいります。

2. モバイルと保険を一体的に提供し、これまでになかった“スマートな保険利用スタイル”を創出します

ケータイやスマートフォンだけで、保険契約から保険料支払い、契約変更、保険金請求までの全てが“簡単に完結”できる画期的なシステムを開発し、“保険をケータイする”シーンを実現いたします。

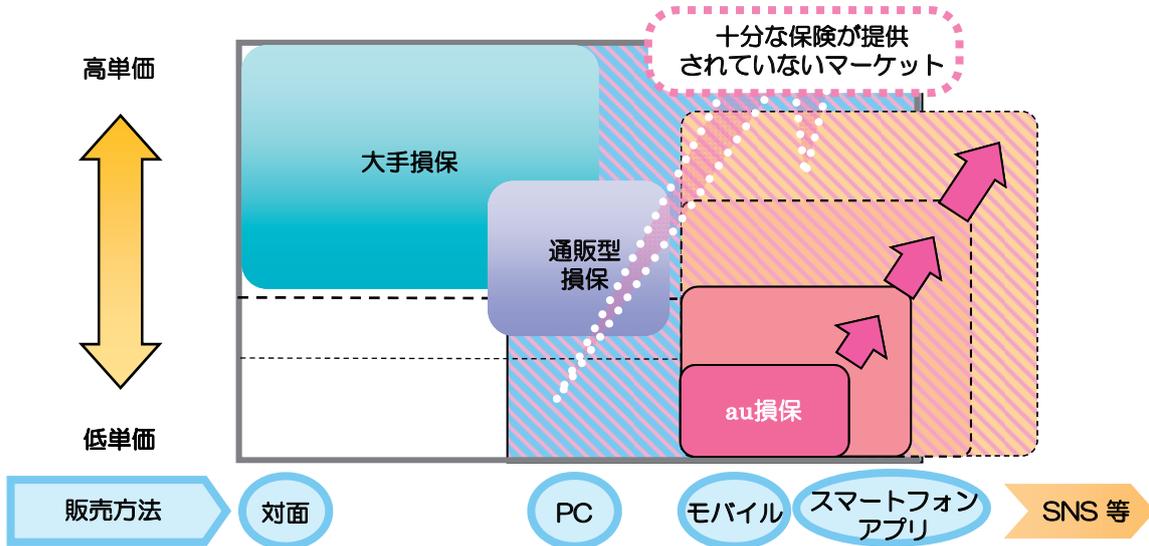
3. KDDIグループが自ら保険メーカーとなり、これまで出来なかったモバイル専用保険を実現します

auブランドの損害保険会社らしく、モバイルユーザーニーズに合致した、モバイルだからこそ買える独自の保険商品・保険サービスを、KDDIグループの一員であるau損保が、責任をもって開発しご提供いたします。

さらに今後も、保険のベンチャー企業としての強みを生かし、お客様のご要請に迅速・柔軟に対応し、au損保ならではのモバイルに特化した保険商品・保険サービスを、続々とご提供してまいります。

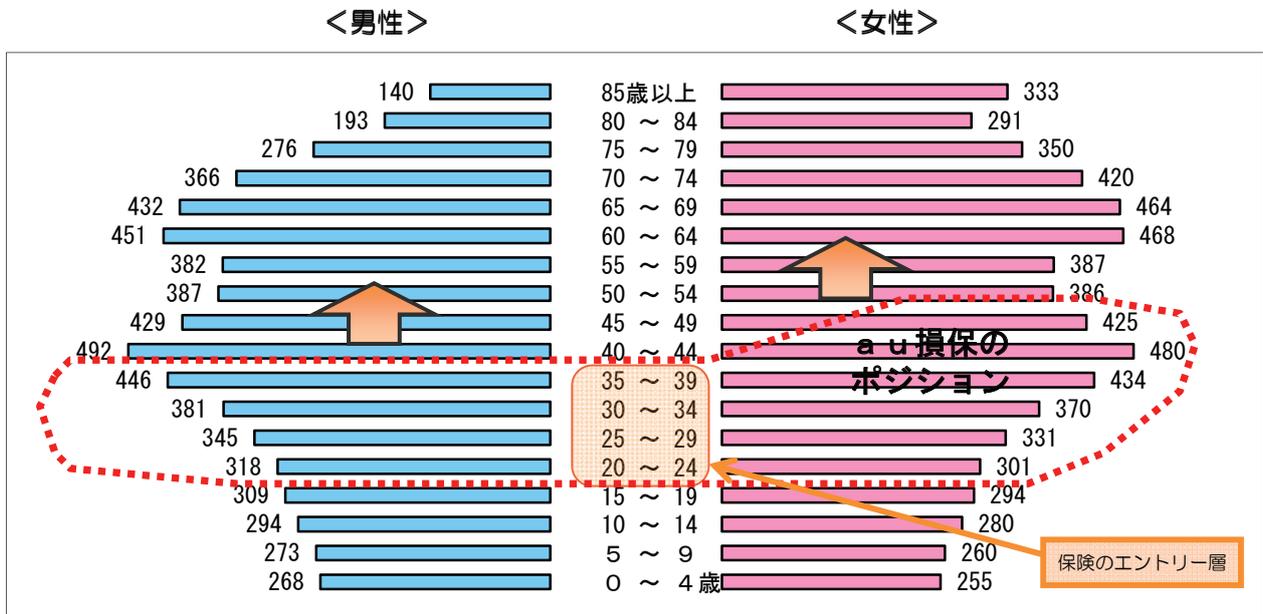
経営理念

ポジショニングイメージ



※これまでの保険会社が十分に対応できていないモバイル保有者向け低単価マーケットを開拓いたします。

これまでの保険会社が十分に対応できていないマーケット



※これまでの保険会社が十分に対応できていない20代～30代及び女性マーケットを開拓いたします。

(注) 数字は総務省統計局人口推計平成26年6月報より (単位: 万人)

トピックス

「あ・う・て」ブランド登場

あ・う・て

あんしん、うれしい、ていねい。

当社は、お客さまに「あんしん、うれしい、ていねい」な保険商品をお届けする新しい保険商品ブランド「あ・う・て」を2013年10月1日よりスタートしました。

「あ・う・て」とは、保険を通じお客さまに感じていただきたい「あんしん」を中心に、当社がご提供と実現をお約束する「3つ」をワード（あんしん、うれしい、ていねい）で表現、その頭文字を配したau損保オリジナルのコンセプトおよびブランドネームです。

あうて「ケガの保険 Bycle」

「自転車利用者に本当に必要なものは何か？」を考えて開発した、『あうて「ケガの保険 Bycle（バイクル）」』を2013年10月1日以降を補償開始日とするご契約より提供を開始しました。

ケガの保険 Bycleは交通事故全般を補償する保険で、特に、自転車に関連した事故によるケガは保険金を2倍お支払いします。

さらに、近年社会的な問題となっている自転車による加害事故に対応し、示談代行サービスを付帯。また、弁護士費用を補償する特約も付帯されているため、被害者になった場合も安心です。

そして、自動車では当たり前の「ロードサービス」の自転車版「自転車ロードサービス」を付帯しました。事故や故障の際にご自宅や自転車店まで、20km以内は無料で搬送します。

あうて「ペットの保険」

愛犬、愛猫の入院・手術にフォーカスしたスマートでリーズナブルな『あうて「ペットの保険」』の提供を2014年4月より開始しました。

入院と手術補償だけに絞ることで、保険料を抑え、さらに、年間支払限度額までなら保険金支払いは無制限！という大変割安な保険を開発いたしました。

しかも、ペット専門の獣医師が、24時間365日無料でお悩みにお応えする『かかりつけ獣医師ダイヤル』を設置するなど、飼い主の方をサポートする商品です。

ご加入は、PCやスマホ・タブレットから簡単にお手続きいただけます。

トピックス

無料アプリ『自転車の日』

自転車利用のルール・マナーの浸透・定着と自転車事故撲滅を目指して開発した、自転車利用者向け無料アプリ「自転車の日」の提供を2013年10月より開始しました。

自転車に乗る上で欠かせないルール・マナーに関する情報はじめ、利用シーンに合わせて便利に、そして安心してご利用いただける機能や情報が満載です。

さらに、「ケガの保険 Bycle」にご加入のお客さまには「自転車ロードサービスGPS要請機能」や「契約照会機能」など、保険の「あんしん」に加えて便利にご利用いただける機能も搭載しています。



<自転車の日>

スマートフォン向けアプリ『海外サポート』

2013年5月より、スマートフォン向け無料アプリ『海外サポート』の提供を開始しました。

海外の「提携病院リスト」「日本大使館」情報はじめ、パスポート番号やクレジットカード等の大切な情報を撮影しパスワードつきで保存することのできる機能のほか、海外旅行How To集など、海外旅行に行かれる方も、旅行を計画されている方にも便利にお使いいただけるアプリです。

2013年12月のバージョンアップでは、新機能「旅の予定」と「チェックリスト」を追加しました。簡単な入力で作成されるチェックリストに沿ってご旅行の準備をすれば、初めての海外旅行でも“あんしん”です。



<海外サポート>

トピックス

自転車イベントへの協賛

au損保は、各種自転車イベントに協賛を行い、ブース出展やステージイベント等を通じて自転車のルール・マナーの啓蒙活動や自転車利用者の生の声を集める活動を行っております。

[主な協賛イベント]

■ アイアンマン・ジャパン北海道

2013年8月28日から9月1日までの5日間、北海道洞爺湖にて開催されたアイアンマン・ジャパン北海道に協賛しました。



アイアンマン・ジャパン北海道は、日本最大級のトライアスロンイベントで、約1,600名のトライアスリートが出場しました。

au損保では、ブース出展やトークイベントの他、プロトライアスリートの白戸太郎さんとのタイアップ企画を通じて、自転車の安全利用や商品の訴求を行いました。

■ ちがさきVELO FESTIVAL

神奈川県茅ヶ崎市にて10月27日に開催された「ちがさきVELO FESTIVAL」に協賛しました。

茅ヶ崎出身のプロロードレーサー別府史之さんをはじめとした招待選手によるエキシビションレース「ちがさきクリテリウム」や「キッズレース」など様々なプログラムで大盛況となりました。

au損保「あうて」ブースでは自転車のルール・マナーを宣言してもらう取り組みを実施し、多くの方に御賛同いただきました。



■ 埼玉サイクルエキスポ2014

2月15日、16日の2日間、さいたまスーパーアリーナで開催された「埼玉サイクルエキスポ2014」に特別協賛しました。

「じてんしゃ王国」埼玉県が、自転車に関わる全てを来場者に体感してもらう目的で実施し、ステージイベントや試乗コーナーなど様々なプログラムが展開されました。イベント来場者先着1万名に自転車保険をプレゼントするキャンペーンも実施され、当社が引受会社となりました。

au損保は、メインステージでのトークセッションや、ブース内に設置したミニステージにて保険の大切さや保険商品についての解説を行いました。



トピックス

テレビCMを放映

2014年2月より、新商品ブランド「あうて」と「ケガの保険 Bycle」のテレビCMを放映しました。

au損保初となる今回のテレビCMでは、「全国7都市篇」と「自転車親子篇」の2パターンを展開しました。

自転車に乗ることの楽しさや自転車のマナー・ルール啓蒙、自転車向け保険の重要性を訴える内容となっています。

当社Webサイト内の「CMギャラリー」で実際に放映したCMや、メイキング写真、出演者情報などを掲載しています。



MCPCアワード特別賞受賞

2014年4月、無料スマホアプリ『自転車の日』が「MCPC award 2014」のユーザー部門において、特別賞に選ばれました。

GPSを利用したロードサービスの要請機能など先進的な技術の活用や顧客利便性の向上、都道府県別の自転車ルール掲載やアニメを使った自転車マナー啓蒙といった社会貢献につながる機能が評価されたものと思われます。



エコ通勤優良事業所認証を取得

当社は開業以来、自転車保険を主力商品のひとつとして販売推進すると共に、自転車通勤・通学を推進する各自治体と連携し、安全で安心な自転車ライフの実現を提唱してまいりました。

また、社内でも昨年5月に「自転車通勤制度」を導入し、エコ通勤を推進しています。

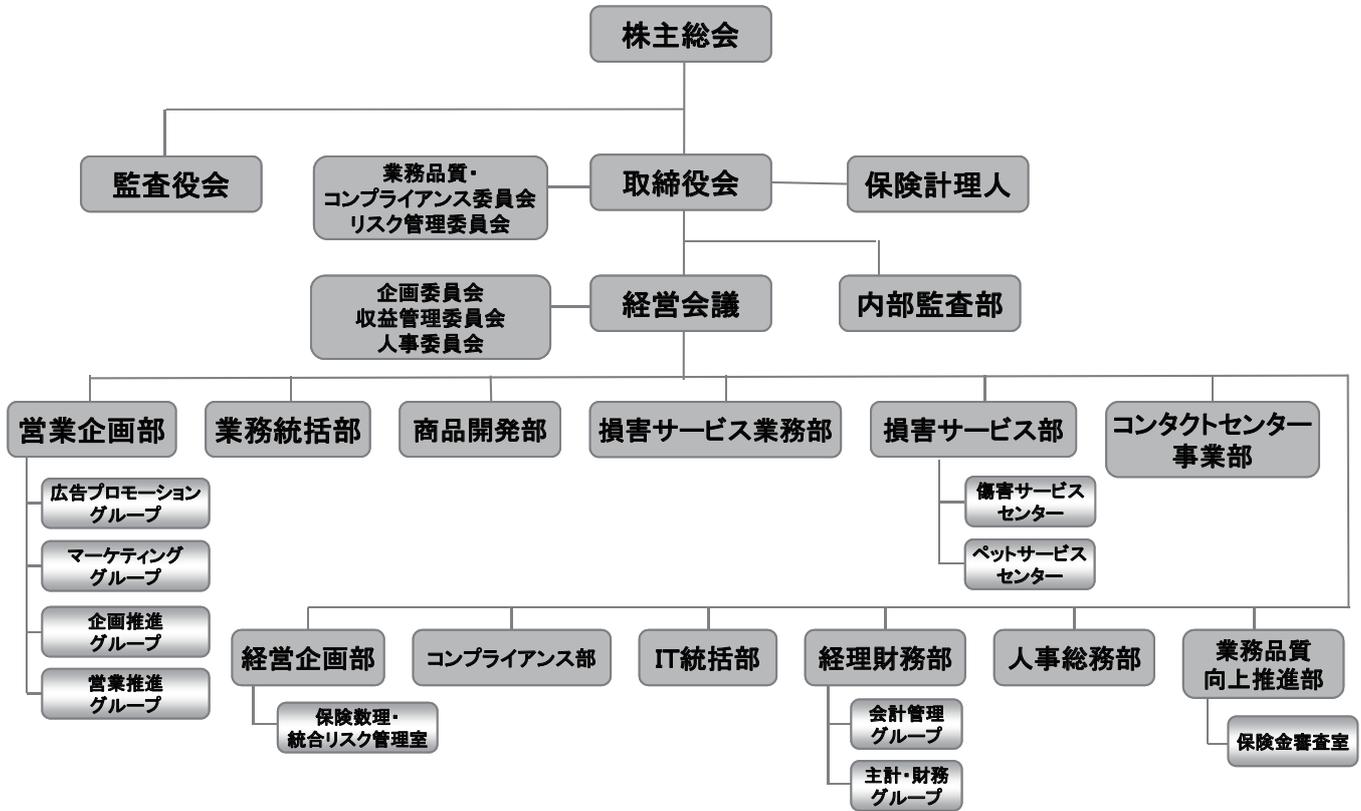
このような取組が評価され、2013年10月、生損保業界で初めて「エコ通勤優良事業所認証」(事務局：国土交通省等)に登録され、広く社会へ紹介されることとなりました。



組織

会社組織図

(平成26年7月1日現在)



店舗の所在地

〒150-0011
東京都渋谷区東3丁目16番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ビル5F

経営について

代表的な経営指標等	12
品質向上活動	13
勧誘方針	16
個人情報保護	17
情報開示	21
コーポレート・ガバナンスの状況	22
コンプライアンス	28
リスク管理	29
内部監査及び社外監査・検査	32
環境保護の取組み・社会貢献活動	33

(単位:百万円)

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	指標の解説
正味収入保険料	—	—	77	763	4,481	ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)及び受再保険料から、出再保険料、返戻金を控除し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除したものです。
正味損害率	— %	— %	118.3%	49.6%	18.9%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
正味事業費率	— %	— %	885.4%	123.8%	38.7%	損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額(保険引受に係る営業費及び一般管理費)を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
保険引受損失	—	—	760	779	319	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、正味支払保険金・損害調査費・満期返戻金等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、保険引受に係るその他収支を加減したものです。
経常損失	9	230	94	185	163	正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金・満期返戻金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の「経常費用」を控除したものです。
当期純損失	9	263	304	356	302	「経常利益」に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものです。
単体 ソルベンシー・ マージン比率	— %	— %	13,536.4%	3,617.2%	430.2%	巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。通常200%以上あれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。なお2011年度に変更された基準で算出しています。
純資産	290	4,227	3,922	3,565	3,263	保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、「貸借対照表」上の「純資産の部合計」です。
総資産	297	4,327	4,934	6,338	10,348	保有する現金・有価証券・貸付金などの資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」です。
その他有価証券 評価差額金	—	—	—	—	—	その他有価証券及び金銭の信託(その他有価証券に準じて処理する運用目的・満期保有目的以外のものに限る)の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
不良債権の状況 (リスク管理 債権)	—	—	—	—	—	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、4つに区分されています。

注) 1. 2009年度は、モバイル損保設立準備株式会社の数値です。
 2. 損害保険事業は2011年度より開始しており、損害保険事業関連数値は2009年度、2010年度には該当がありません。(以下、同じ)
 3. 指標の解説は一般的な説明であり、当社の実態には一部あてはまらない場合があります。

お客様の声に対する取組み

●「お客様の声」対応基本方針

「お客様の声」を真摯に受け止め、迅速、的確に対応させていただくことはもちろん、より良い保険商品・サービスのご提供や利便性の向上、様々な面での業務の改善を通じた「お客様本位の会社創り」に活用させていただいています。

「お客様の声」対応基本方針

au損害保険株式会社は、経営理念に基づき、すべてのお客様の声に対して迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様満足度の向上に寄与するため、以下の行動指針に沿って取組を推進していきます。

1. 定義

(1) 「お客様」の定義

本方針における「お客様」の定義は、「au損害保険株式会社のあらゆる活動に関わるお客様」をいい、個人・法人等を問いません。

(2) 「お客様の声」の定義

本方針における「お客様の声」の定義は、「お客様から寄せられたすべての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）」とします。

このうち、苦情の定義は、「お客様からの不満足の表明」とします。

2. 行動指針

(1) 基本姿勢

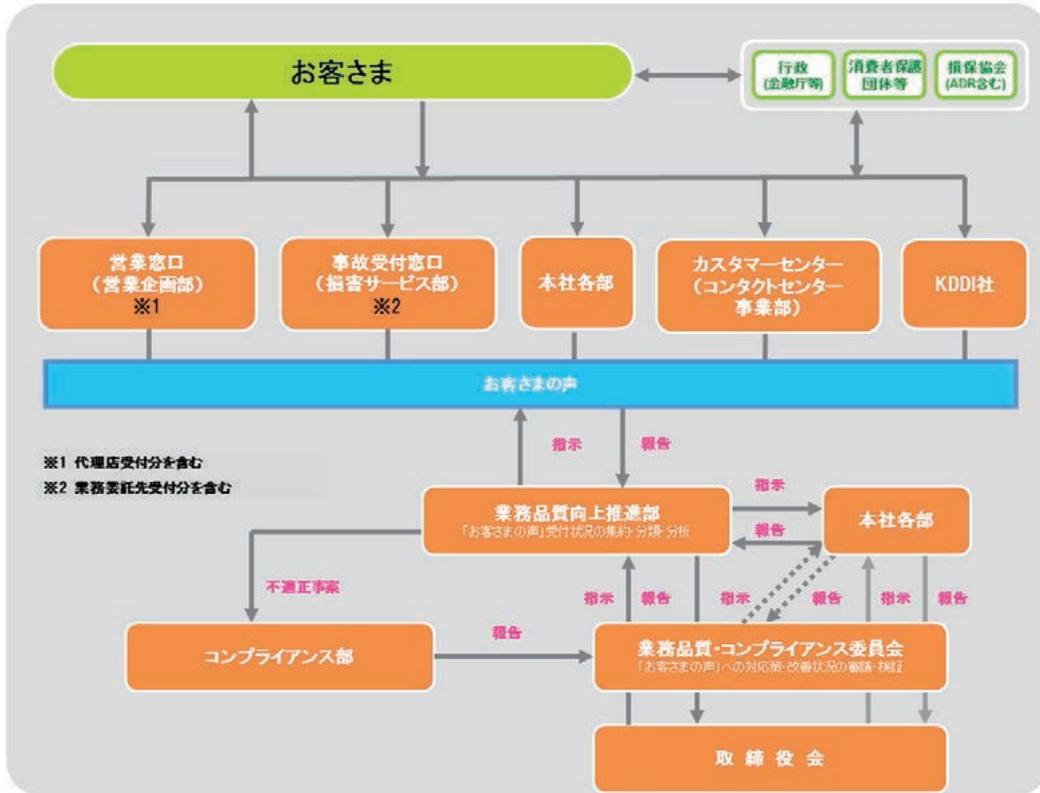
- ①全役職員は、お客様から寄せられたすべてのお客様の声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行います。
- ②全役職員は、お客様の声は「お客様の信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識します。
- ③全役職員は、お客様の声に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客様満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

(2) お客様の声対応管理態勢

- ①お客様の声の対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- ②お客様の声の対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ規程またはマニュアルに詳細を規定します。

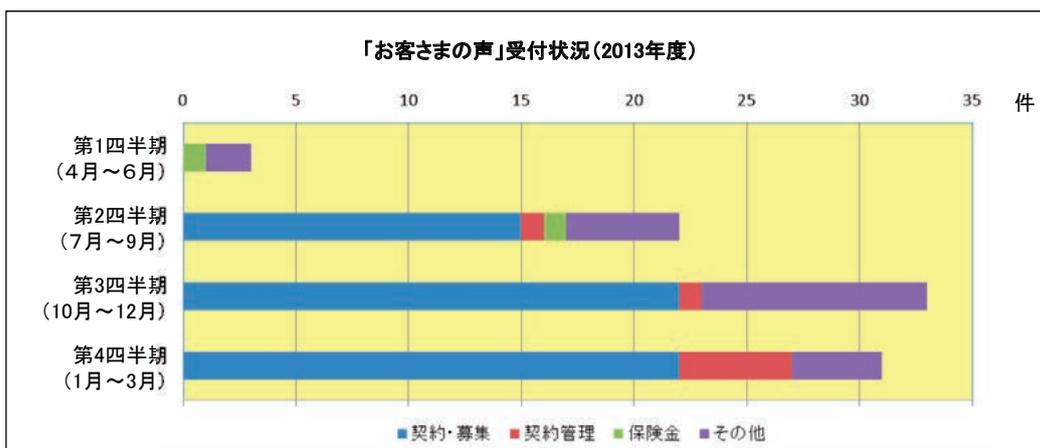
●「お客様の声」への取組 —「お客様の声」を活かすために（対応体制）—

（平成26年4月1日現在）



●「お客様の声」受付状況

2013年度の「お客様の声」受付状況は以下のとおりです。

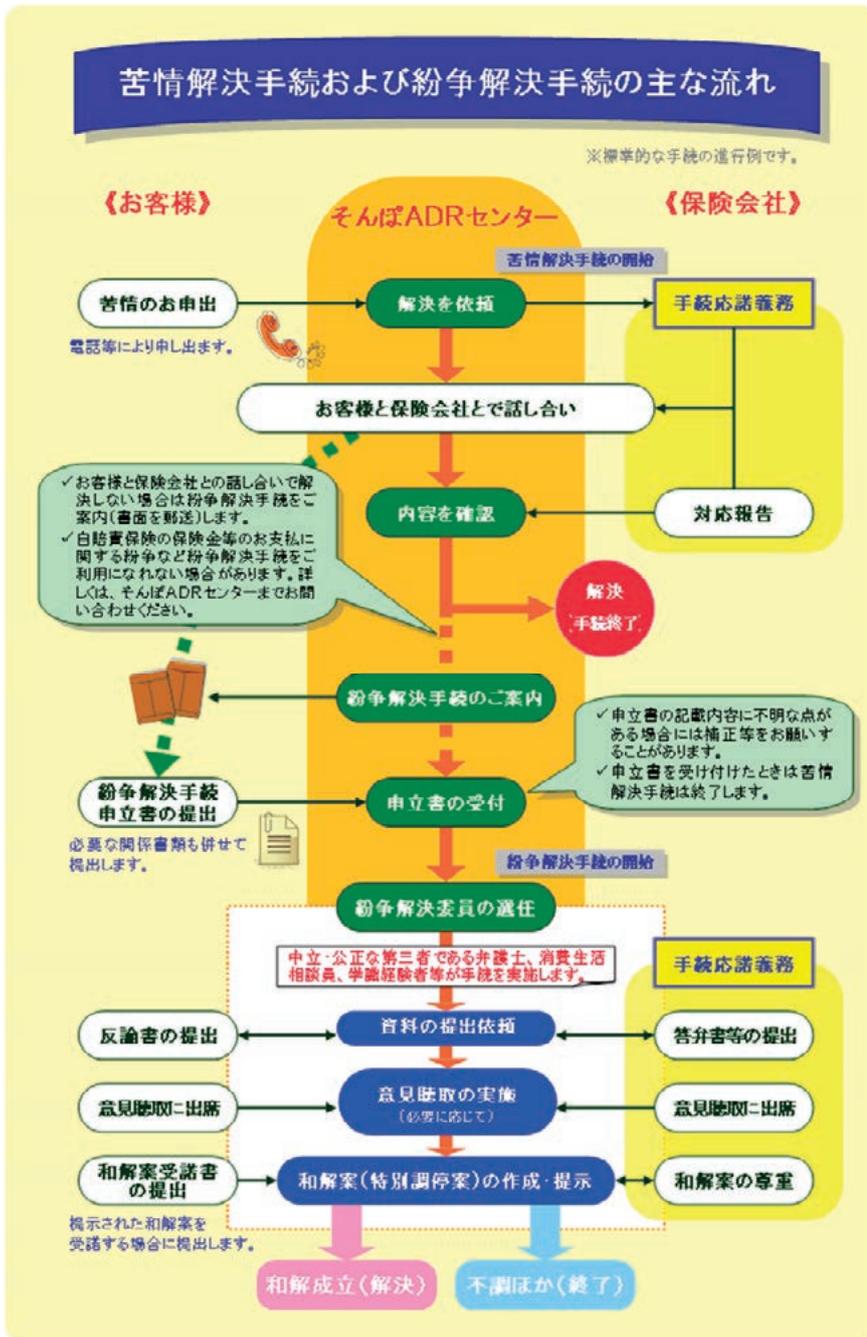


●「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。



一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。
ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)
0570-022808
(受付時間：平日の午前9時15分～午後5時)

※IP電話・PHSからは、以下の直通電話へおかけください。

(平成26年7月1日現在)

名称	直通番号
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031
そんぽADRセンター東北	022-745-1171
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581
そんぽADRセンター中部	052-308-3081
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

●お客さまの立場に立った保険販売に努めます

- ・お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- ・お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
- ・商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

●適正な業務運営に努めます

- ・お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- ・お客さまのご意見、ご要望等を、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- ・万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- ・保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

お客さまの情報の取扱いに係る当社方針

当社では、お客さまからご提供いただいた個人情報、当社の商品・サービス・情報をご提供するためになくてはならないものであり、お客さまの情報を安全に管理し適正に利用することが、当社の重要な社会的責任であると認識しております。

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人 日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人 日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

1. 情報の取得・収集方法

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得します。当社では、主にPCおよびモバイル端末等を活用して保険の契約申込、保険金請求、取引書類、キャンペーンやアンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 情報の利用目的

ご提供いただいた情報は、次の目的および下記4、5に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

「利用目的」を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の申し込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 保険契約の維持・管理

(7) 保険制度の健全な運営

(8) -①当社およびMS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)のグループ会社(※1)が取扱う商品・サービス(※2)の案内・提供

(※1) 当社のグループ会社は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)のホームページ (<http://www.ms-ad-hd.com>) をご覧ください

(※2) 当社およびグループ会社が取扱う商品・サービス

- 損害保険、生命保険、ローン・国債・投資信託・確定拠出年金等の金融商品、資産評価サービス、リスクマネージメントサービス、健康・介護サービス、およびこれらに付帯・関連するサービス・コンサルティング、各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、提携先企業の商品・サービスに関する情報

(8) -②当社のグループ会社であるKDDI(株)およびそのグループ会社(※3)が取扱う商品・サービス(※4)の案内

(※3) KDDI(株)のグループ会社はKDDI(株)のホームページ (<http://www.kddi.com/corporate/group/index.html>) をご覧ください。

(※4) KDDI(株)およびそのグループ会社が取扱う商品・サービス

- 移動通信事業、固定通信事業、インターネット関連事業、コンテンツ・メディア事業、CATV事業、金融事業等に付帯・関連する商品・サービスに関する情報

(8) -③各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供

(9) 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施

(10) 市場調査および保険商品・サービスの開発・研究

(11) 問い合わせ・依頼等への対応

(12) お客さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行

なお、他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について受託等する場合があります。この場合は、当該受託業務の遂行に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
- (4) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理態勢を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ・ 保険の募集、損害調査に関わる業務
- ・ 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ・ 情報システムの開発・運用に関わる業務

5. 情報交換制度等

- (1) 損保業界の情報交換制度について

保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

また、自賠償保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細（管理責任者、共同利用する項目等）につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）または損害保険料率算出機構のホームページ（<http://www.giroj.or.jp/>）をご覧ください。

- (2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。詳細（管理責任者、共同利用する項目等）につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

6. 信用情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

7. センシティブ情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・ 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 個人データの安全管理

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

9. 継続的な取組み

お客さまからご提供いただいた情報の適切な取扱いについては、従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。あわせて、内部管理責任体制・システムセキュリティなどに関して継続的・恒常的な見直しを図ります。

また、この方針を実践・遵守するとともにお客さまの情報保護の継続的改善に取り組んでまいります。

10. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については当社ホームページ (<http://www.au-sonpo.co.jp>) 内にあるお客さま専用ページをご確認いただくか、同ホームページ内のメールアドレスへのメールまたは電話にてお問い合わせください。また、事故に関するご照会については、同じく「au損保事故受付デスク」窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、当社ホームページ (<http://www.au-sonpo.co.jp>) を参照の上ご請求ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

当社からのダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。但し、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡やそれらの余白に記載される内容もしくはそれに同封されるものは停止対象とはなりませんのでご了承ください。また、申し込まれている当社メールマガジン（Eメール）の配信停止をご希望される場合は、当社ホームページ

(<http://www.au-sonpo.co.jp>) の専用ページからお申し出ください。

12. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

【au損害保険株式会社】

電話：03-6758-7373（本社大代表）～所管部署をご案内します。

（受付時間：午前9時～午後5時半 土日祝日・年末年始を除く）

なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。

au損保カスタマーセンター フリーコール：0800-700-0600

（受付時間：午前9時～午後6時 年末年始を除く）

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

ディスクロージャー基本方針

ディスクロージャー基本方針

当社は、MS&ADインシュアランスグループディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆様が、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示してまいります。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、海外事業、システム、社会貢献、環境取り組み、グループ会社関連

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、インターネットホームページ、ニュースリリースなどを通じ、お客さまをはじめとする皆様に情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

当社をさらにご理解いただくために

○公式ホームページ

・「あうて」サイト

当社保険商品ブランド「あうて」の各商品サービス・サービスを中心にご案内するサイト。ご契約にあたってのお問い合わせや、各種お手続きなどはこちらから承っております。

(URL : <http://www.au-sonpo.co.jp>)

・コーポレートサイト

会社情報をはじめ、当社の取組・活動状況をご紹介するサイト。より新しい情報をご覧いただくためにプレスリリース（※）を発表後直ちに掲載するほか、当社の「今」をTOPICS等でご案内しています。

(URL : <http://corp.au-sonpo.co.jp>)

○お客さま専用ページ（ご契約者ホームページ）

いつでもご契約内容確認、各種変更手続きやお問い合わせが可能なご契約者ホームページです。

○ディスクロージャー資料

ステークホルダーの皆様に当社の事業活動について幅広くご理解いただくために、「au損保の現状」を作成しました。



(※ニュースリリースは当社コーポレートサイトよりご覧いただけます)

内部統制システムに関する基本方針

当社は、「MS&ADインシュアランスグループ経営理念」および「KDDI(株)基本理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社、MS&ADインシュアランスグループ全体及びKDDIグループ全体の企業価値の向上に努めていく。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスに係る規程を整備し、すべての役職員が常に念頭におくべきコンプライアンスの基本原則と具体的な行動指針を徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る基本方針および実行計画等の重要課題に対する審議・検証および提言を行うコンプライアンス委員会を設置し、定期的に進捗状況を取締役に報告する。
- (3) 全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括するために、コンプライアンスを統括する部門を設置し、被監査部門から独立した内部監査部門と連携の上、コンプライアンスの徹底状況を監査する。
- (4) コンプライアンス・プログラムを取締役会で決議し、進捗管理と見直しを行うとともに、社内にて徹底する。
- (5) 当社の役職員が、法令または社内ルール等の違反の疑義を発見した場合の報告ルートを決めるとともに、通常の報告ルートのほか、コンプライアンスを統括する部門および外部の弁護士事務所宛に通報できる内部通報制度を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (7) コンプライアンス・マニュアル等を活用し、あらゆる機会を捉えて、コンプライアンスに係る社員教育を徹底する。
- (8) アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

- (9) お客さま情報管理に関する基本方針を定め、個人情報の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。
- (10) 利益相反管理に関する基本方針を定め、利益相反管理のための体制を整備する。
- (11) 取締役会規程を定めるとともに、取締役会の決議事項等は不断の見直しを行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会は、文書（電磁的媒体の記録を含む）管理に関する規程を制定し、職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理に関する規程に基づき、これら文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する方針を定め、リスク管理方針・全社的なリスク管理のための規程を制定し、経営に重要な影響を与えるリスクに関する基本方針等を定める。
- (2) 具体的なリスク管理規程をリスクカテゴリー等により個別に作成し、必要に応じ随時見直す。
- (3) リスク管理の実効性を確保するための委員会を設置し、各種リスク管理および統合リスクに関する重要事項について審議する。
- (4) 取締役会は、上記委員会での審議を踏まえ、各種リスクに係る管理・運営方針を決定する。
- (5) 大規模自然災害等の事業継続に重大な影響を与えるリスクに関しては、危機管理に関する規程を整備するとともに平時および有事における管理体制を構築する。
- (6) 管理すべきリスクを明確化するとともにその所在を的確に把握し、リスクの性質に応じた適切な管理を行う。
- (7) リスク情報はリスク統括部門において一元的に管理し、必要に応じて取締役会等に報告される態勢を確保する。
- (8) 内部監査部はリスク統括部門と連携し、リスク情報を踏まえた実効性の高い業務監査の実施に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、業務執行と重要事項の決定および監視・監督の機能分化を図り、取締役の責任を明確にする。
- (2) 取締役会は毎月1回定例で開催するほか必要に応じて臨時で開催するとともに、経営戦略等に係る重要事項については経営会議を定例開催して事前協議のうえ、取締役会に付議・報告する。
- (3) 取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等を整備し、取締役、執行役員の職務分担および意思決定の基準の明確化を図るとともに、各部門への合理的な権限付与を通じて取締役の職務遂行の効率性を確保する。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

- (1) ディスクロージャーに関する基本方針を定め、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。
- (2) 取締役会は、法令等に基づく情報開示に関して、財務報告における適正性の確保および内部統制の有効性評価を検証する体制を整備する。

6. 当社並びにその親企業等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)策定の「関連会社管理規程」に則り、経営の独立性を損なわない範囲で、経営上重要な方針・計画やリスク情報・開示情報の迅速な伝達体制を構築する。
- (2) 当社は、関連会社等との取引および業務提携等について、アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
 - ① 取締役会は、監査役の求めにより監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置する。
 - ② 監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事に関わる事項については、監査役の同意を必要とする。

(2) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかにこれに対応するものとする。
 - ② 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
 - ③ 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。
 - ④ 監査役は、上記の他、適時かつ確に重要情報を得るため、経営会議その他の重要会議に出席できることとする。
- (3) 取締役と監査役は、定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
 - (4) 取締役は、監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等、外部専門家との連携を図る環境を整備する。
 - (5) 取締役は、監査役と内部監査部門および会計監査人との定例会合実施の環境を整備する。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、内部監査に関する基本方針を定め、効率的かつ実効性ある内部監査を実施するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。
- (3) 取締役会は、内部監査規程を制定し、内部監査に係る基本的事項（内部監査の目的・対象、内部監査部門の独立性や業務・権限・責任の範囲、情報入手体制、報告体制等）を定める。
- (4) 取締役会は、内部監査に関する基本方針に則り被監査組織のリスク評価結果等を踏まえた上で、年度の内部監査計画を策定する。
- (5) 当社は、内部監査計画を適切に遂行するため、適切な人材を配置する。
- (6) 内部監査部門は、監査の実施後、被監査組織に（必要に応じ関係部門へも）内部監査結果を通知して是正・改善を求め、対応状況を確認するとともに、内部監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関（以下「当社等」といいます。）が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

- (1) 対象取引
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。
- (2) 対象取引の類型
当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。
 - ①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
 - ②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

- 当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。
- ①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
 - ③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

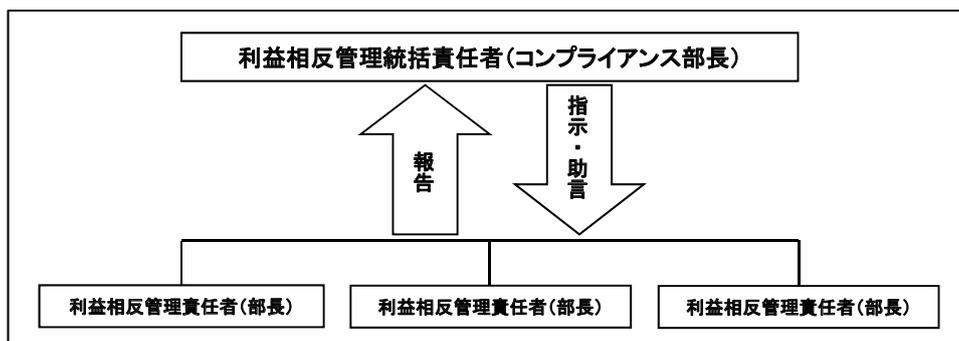
また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランスグループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。

当社以外に該当する主な会社
・三井住友海上火災保険株式会社
・三井ダイレクト損害保険株式会社
・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
・三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
・三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
・e-Net少額短期保険株式会社
・株式会社全管協共済会
・MS&ADローンサービス株式会社
・エタニティ少額短期保険株式会社
・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子金融機関等に該当する会社

●au損保の利益相反管理体制図



反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するため、以下を当社の反社会的勢力に対する基本方針として掲げます

反社会的勢力に対する基本方針

1. au損害保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役制度採用会社であり、経営意思決定と監督機関の機能分担を明確にした経営体制を構築しています。2014年7月1日現在の経営体制は、取締役6名、監査役3名で構成されています。

●取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、当社の経営方針や経営戦略上の重要なテーマについての意思決定並びに業務執行の監督を行い、毎月1回の定時開催に加えて随時開催しています。また、監督機能の強化と適正かつ迅速な経営意思決定の確保に向け、取締役会の諮問委員会として、業務品質・コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を設置しています。

・業務品質・コンプライアンス委員会

「お客さま本位の会社」実現に向け、お客さま接点の業務品質の向上及び適正な業務運営の推進等を目的として取締役の諮問事項並びに全社共通及び部門横断の重要課題に関する付議事項について審議・検証及び提言を行います。

・リスク管理委員会

当社のリスク対応状況・管理状況の監督や経営の安全性の確保に向けた課題・問題点の審議・検証を行います。

●監査役会

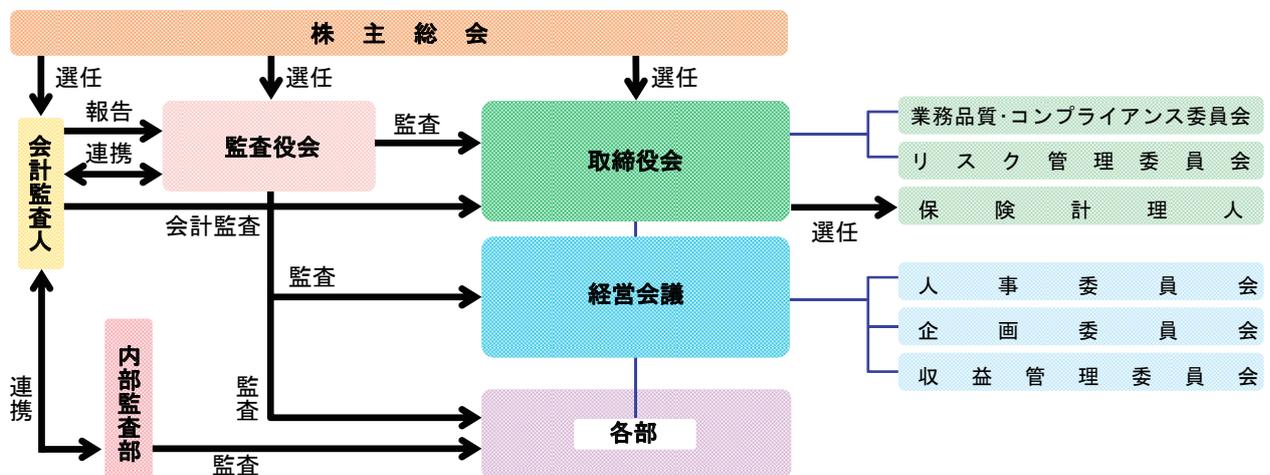
監査役会は3名の監査役（うち社外監査役2名）で構成され、監査役は監査役会を定期開催し、監査方針や方法等の決議を行うほか、監査に関する重要事項についての報告・協議を行うとともに、取締役会をはじめ、経営会議や各種委員会といった重要な会議へ出席し、意見を述べるなど、法令に定められた監査に加え、取締役の業務執行の監査を行っています。また、監査役は内部監査部門（内部監査部）及び外部監査部門（会計監査人）と定例会議を開催し、情報・意見交換を行うなど、連携して監査・検査内容の向上に努めています。

●経営会議

業務執行に係る重要な事項の協議・決定を行う会議体として経営会議を設置しています。経営会議は、毎月2回の定例開催に加えて、必要に応じて随時開催しています。また、重要な政策課題別に人事委員会、企画委員会、収益管理委員会を設置しており、各担当分野に係る個別課題について審議・検証及び提言を行い、必要に応じて付議部門が経営会議等へ付議しています。

●コーポレート・ガバナンスの体制図

(平成26年7月1日現在)



社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役1名及び社外監査役1名は各々あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の当社所管室長及び同社グループ会社の監査役であります。

また、他の社外取締役1名及び社外監査役1名はKDDI株式会社の管理職であります。

当社との主な関係については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、当社発行済株式総数の66.6%（2014年3月31日現在）を保有する大株主であり、KDDI株式会社は当社発行済株式総数33.4%（同上）を保有する大株主であります。そして、両株主より継続的に経営指導、業務支援を得ております。

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス基本方針（抄）

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

○基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社が定める社内規定（以下これらを「法令等」といいます。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

コンプライアンスの推進

●コンプライアンス推進体制

取締役会の諮問機関として「業務品質・コンプライアンス委員会」を設けており、コンプライアンス主管部門であるコンプライアンス部を中心に、コンプライアンスに関する全般的な推進を行っています。

また、募集文書についても、コンプライアンス部が、関連各部門と連携を図りながら一元的に審査・点検を行っています。

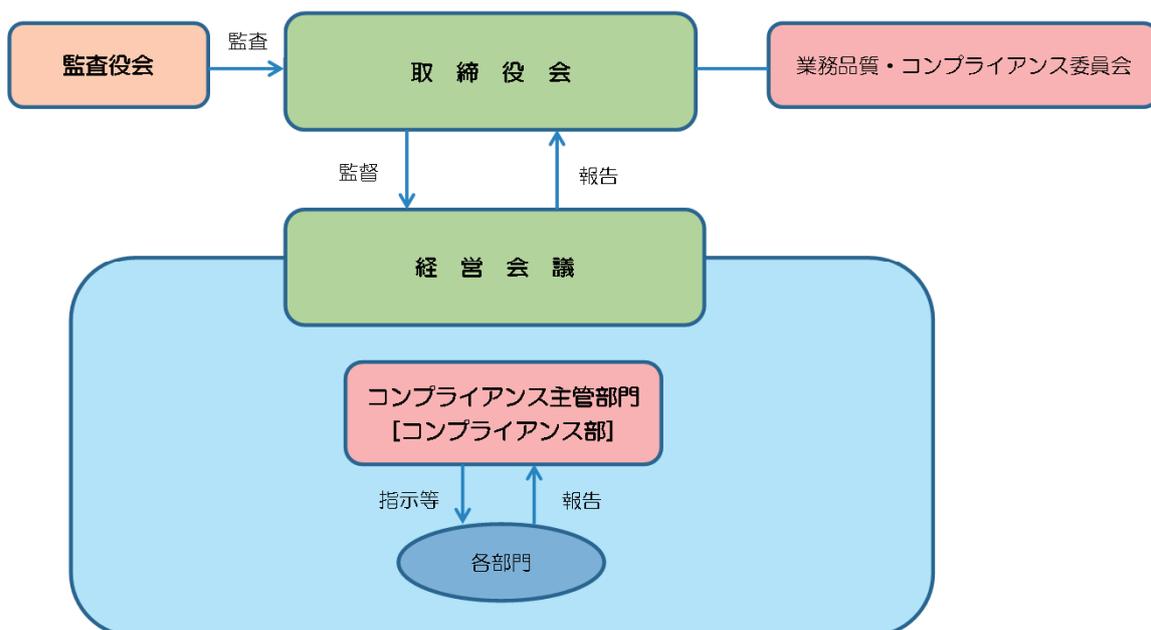
●コンプライアンスプログラムと研修

具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を取締役会で策定し、この計画に沿って法令等遵守の活動に取り組んでいます。

入社時からコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マニュアルの活用により実効性を高めています。

自主点検、代理店への点検・監査を通じて不適正事案・不祥事件の未然防止、早期発見と改善に努めています。

●コンプライアンス体制



統合リスク管理

当社では、リスク計量化による定量面とリスクを質的に評価する定性面の両面から、当社が直面するさまざまなリスクを管理しています。

定量面では、保険引受リスク等を確率論的手法により計量化のうえ、保有するリスク量が経営体力（実質自己資本）に見合うものになっているかを定期的に確認しています。

また、定性面では、当社のリスク特性や外的環境の変化等を踏まえ、毎年想定されるリスクの洗い出しを実施し、経営に対する影響度を評価しています。そして、その影響度に応じたリスク管理課題を設定し、リスク統括部門でその取組状況等のモニタリングを実施しています。

主要なリスクとその管理体制

1. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に反して大幅に変動し、損失を被るリスクをいいます。当社では、保険商品別の収支状況やリスクの特性を把握・分析し、適切な保険料率の設定・運営を行うとともに、適切な再保険を設定すること等によりリスク管理を行っています。

再保険について

(1) 再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定化を図るために、保険金支払い責任の全部または一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を行っています。

(2) 再保険方針

当社は、経営の健全性維持のために、保険引受リスクの適正な管理・保険成績の安定化の視点から保有・出再方針を定め、再保険を手配しております。

再保険カバーの手配にあたっては、主要格付機関による格付けをベースに策定した当社取引相手会社信用度基準を遵守し、信用度の高い出再先の選定を行っています。

なお、当社においては受再は行っておりません。

2. 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産の価値やそこから得られる収入が減少するリスクを指し、その性質から市場リスク、信用リスク及び不動産投資リスクの3つに分類されます。当社では、負債特性を踏まえた適切な資産を十分に保有し、資産の健全性と安定的な収益が確保できるように努めています。

3. 流動性リスク

流動性リスクは、その性質から「市場流動性リスク」と「資金繰りリスク」の2つに分類されます。当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金の流出入の動向を踏まえ、適切な資金繰り管理を行っています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務プロセスあるいは社員・代理店・外部委託先の活動やシステムが不適切であること、または災害等の発生により損失を被るリスクを指します。主なリスクとしては以下のとおり分類して管理しています。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、役職員・代理店等が、正確な事務を行わなかったり、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、各種規程・マニュアル等を整備するとともに、各部門において自主点検や研修を実施する等、コンプライアンス推進とあわせて適切な事務の遂行に努めています。

(2) 情報資産リスク

情報資産リスクとは、個人情報・会社機密情報の漏えいと、情報システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用、開発計画の不備や開発遅延により損失を被るリスクをいいます。

情報の管理に関しては、プライバシーポリシー及び個人情報保護に関する諸規定を整備し情報管理を徹底するとともに、外部委託先へ業務発注する際にもセキュリティ要件の充足を徹底します。

また、システム面に関しては、セキュリティポリシーに基づきリリース前の十全なテストを実施し、システムの運用面に関しては、安全性・信頼性の高い専門会社に委託することでリスク発現防止に努めています。

さらに、災害や不測の事故発生に備え、重要なデータのバックアップの取得や、コンティンジェンシープランの整備など、迅速な対応ができるよう努めています。

(3) 風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

当社は適切な業務運営・情報開示に努め、風評につながるリスクを未然に防止するとともに、各種メディアやインターネット上の掲示板等で風評被害が確認された場合には、状況を確認し迅速な対応ができるよう努めています。

(4) その他のオペレーショナルリスク

上記以外にも、募集リスク、企画・開発リスク、外部経営環境リスク、法務リスク、事故・災害リスク、人的リスク等の様々なリスクを認識し、各所管部を中心にしてこれらのリスク管理に努めています。

危機事象発生時の対応体制

上記のような各種リスクの具体的な発現により、事業活動に重大な影響を与える事象が発生した場合に備え、当社は危機管理規程等で危機発生時の対応を事前に定めることにより迅速な対応が取れる体制を確保しています。

また、首都圏巨大地震等の重大な自然災害や、新型インフルエンザに代表される伝染病流行時等、

当社の事業継続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、事業継続計画（BCP）に従いお客さま対応に係る業務継続に経営資源を集中いたします。

そして、事業継続計画（BCP）の実効性の確保のために、平時からの教育や演習の実施、定期的な見直しや検証及び改善と是正の実施を行い、的確な事業継続態勢（BCM）の確立に努めています。

内部監査

当社の内部監査態勢については、取締役会が決定した「内部監査方針」において定め、他部門から独立した立場で内部監査を実施する内部監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行うことによって、健全かつ適切な業務運営の確保と内部管理の改善及び経営管理の高度化を図ることを目的として行います。

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務です。また、当社の代理店・外部委託先などが行う当社業務も含まれます。内部監査部は、これらの監査対象に係るリスクの状況を評価し、各年度の「内部監査計画」を策定して監査に当たります。

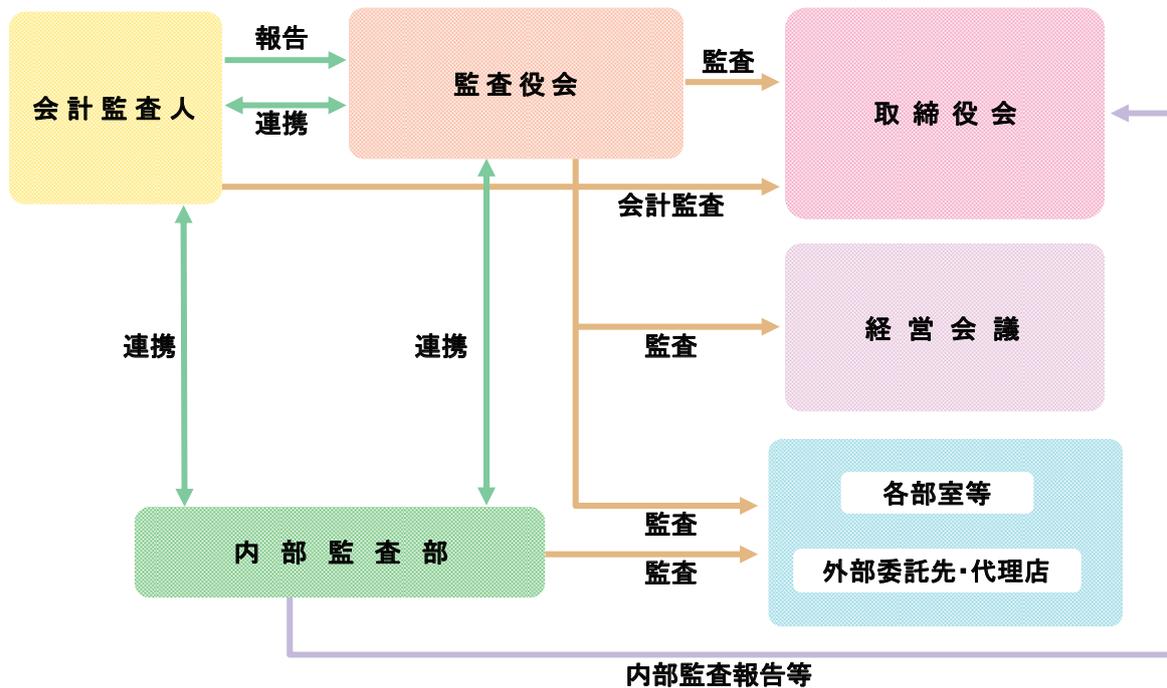
内部監査実施後、内部監査部は監査対象組織の改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの改善状況をフォロー・確認します。さらに、内部監査結果等は定期的に取り締役に報告しています。

社外監査・検査

当社は、外部の監査として、法令に基づき会計監査人による会計監査を受けています。また、保険業法の定めにより金融庁の検査を受けることになっています。

●監査体制

(平成26年7月1日現在)



環境保護

●環境にやさしいビジネスモデル

当社は携帯電話・スマートフォン・パソコン等で保険の手続きを全て完結することができます。申込書不要、証券等不発行により紙資源を節約することができる環境にやさしいビジネスモデルを構築しています。

●地球環境保護への取組み

地球温暖化防止に対応すべく、当社は空調、照明、PC等の節電を通じ全社員が工夫をこらして、CO2削減に取り組んでいます。

また、クールビズ、早帰り、ライトダウン、ペーパーレス化等の各運動にも積極的に参加・展開し、より効果的な地球環境保護に努めています。

社会貢献活動（当社のCSR活動）

●安心で安全な自転車ライフの実現に向け

昨今、交通事故全体の件数は増加しているものの、自転車事故の占める割合は高い水準で推移し、自転車対歩行者の事故も増加傾向にあります。このため、2013年12月に道路交通法が改正されるなど、自転車事故に対する取組みが図られています。

このような状況のもと、当社では、従来から自転車運転の「ルールの周知」や「マナーの向上」を、CSR活動として取り組んできており、2013年度は、10月にスマートフォンアプリ『自転車の日』を無料で提供いたしました。

このアプリは、自転車に乗る上で必ず理解しなければならないルール・マナーについて、全国共通のルールだけでなく、地域ごとに定められた独自ルールも掲載しており、安心で安全な自転車ライフの実現を目指したものです。

また、12月には、自転車のルールとマナーを楽しく学べるアニメ「こぐまの自転車マナー教室」も公開しました。

当社では、今後とも「自転車の日」の普及拡大などを通じて、皆さまに安心で安全な楽しい自転車ライフの提供を目指します。



社会貢献活動（損保協会の活動）

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。主な取組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等



(2) 交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。



②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

③シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故の増加という状況を踏まえ、自動車保険データの分析結果を踏まえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。



④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



2. 防災・自然災害対策

(1) 地域の安全意識の啓発

① 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。



② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。



(2) 地域の防災力・消防力強化への取組み

① 軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。



② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚を目的として防火標語の募集を行い、入選作品を「全国統一防火標語」として使用した防火ポスターを全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示いただくとともに、全国各地の防火意識の啓発・PR等に活用いただいております。



③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、消費者向けの副読本を作成するとともに、eラーニングコンテンツを損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



3. 犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日（10月7日）の取組み

自動車盗難等に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、47都道府県の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。



(2) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。



(3) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

4. 環境問題への取組み

(1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。



(3) 環境問題に関する目標

地球温暖化対策として、CO2排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

保険商品・サービス

取扱い商品と新商品開発・改定	38
保険の仕組み	40
約款	41
保険料	42
保険金	43
お客さまサポート体制	46
損害サービス	47

(1) 販売商品の一覧 (個人向け・法人向け)

(2014年6月末日現在)

■ 個人向け商品

● **スタンダード傷害保険**

- **あうてケガの保険 Bycle**
自転車事故重視の交通事故によるケガなどを補償する保険です
付帯サービス: 自転車ロードサービス(プレミアムサービス)
- **あうてケガの保険 交通事故**
交通事故によるケガなどを補償する保険です
付帯サービス: 自転車ロードサービス(ベーシックサービス)
- **あうてケガの保険 日常の事故**
日常生活、スポーツやレジャー中のケガやアクシデントなどを補償する保険です
付帯サービス: 自転車ロードサービス(ベーシックサービス)

● **海外旅行保険**

- **あうて旅行の保険 海外**
海外旅行中の病気やケガなどのアクシデントなどを補償する保険です
付帯サービス: 海外アシスタンスサービス

● **国内旅行傷害保険**

- **あうて旅行の保険 国内**
国内旅行中のケガなどを補償する保険です
- **あうてゴルフの保険**
ゴルフ中のアクシデントなどを補償する保険です

● **ペット医療費用保険**

- **あうてペットの保険**
ペットである犬・猫が入院・手術した場合の治療費用を補償する保険です
付帯サービス: かかりつけ獣医師ダイヤル

■ 法人向け商品

● **スタンダード傷害保険**

交通事故や日常生活におけるケガなどを補償する保険です

● **約定履行費用保険**

法人(被保険者)とその相手方である第三者との間で、一定の偶発的な事由が生じたときに、法人が第三者に対して一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約束(約定)をしている場合に、法人が約定の責任を果たすことによって負担する費用を補償する保険です

● **盗難保険**

保険の対象が盗難された場合に補償する保険です

(2) 新商品の開発、改定状況

実施年月日	項目	概要																																																	
2011年 5月25日 (開業)	スタンダード傷害保険及び国内旅行傷害保険を販売開始	開業記念自転車プラン、レジャープラン、スポーツプラン、ゴルフプラン など																																																	
2011年 9月15日	携行品損害補償特約の改定 (スタンダード傷害保険・国内旅行傷害保険)	一部の身の回り品について、補償対象外化																																																	
2011年11月 1日	スタンダード傷害保険のプランを追加	“100円自転車プラン”を販売開始																																																	
2011年11月29日	海外旅行保険を販売開始																																																		
2012年 1月31日	スタンダード傷害保険のプランを追加	“新自転車ワイドプラン”を販売開始																																																	
2012年 2月23日	個人賠償責任補償特約の改定 (スタンダード傷害保険・国内旅行傷害保険)	被保険者が責任無能力者であり、かつその親権者等が責任を負う場合に、親権者等を被保険者に含め保険金を支払う																																																	
2012年 5月25日	スタンダード傷害保険の改定	入院一時金の取扱いの変更、自転車事故の取扱いの明確化 など																																																	
2012年12月19日	海外旅行保険の改定	保険料の引き下げ、販売プランのリニューアル、保険期間延長の取扱い開始、付帯サービスの拡充 など																																																	
2013年 3月27日	国内旅行傷害保険のプランを追加	“おでかけゴルフ保険”を販売開始																																																	
2013年10月 1日	スタンダード傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行保険の主な改定項目は下表のとおりです。																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な改定項目</th> <th>スタンダード 傷害保険</th> <th>国内旅行 傷害保険</th> <th>海外旅行 保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率改定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交通傷害における建物火災などの補償対象外化</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金の見直し</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>入院保険金の見直し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>手術保険金の見直し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通院保険金の見直し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>酒気帯び運転の補償対象外化</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通院保険金支払限度日数の短縮化</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特約の新設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴力団排除条項の導入</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>販売プランのリニューアル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	主な改定項目	スタンダード 傷害保険	国内旅行 傷害保険	海外旅行 保険	料率改定	○	○	—	交通傷害における建物火災などの補償対象外化	○	—	—	後遺障害保険金の見直し	—	○	○	入院保険金の見直し	○	○	—	手術保険金の見直し	○	○	—	通院保険金の見直し	○	○	—	酒気帯び運転の補償対象外化	○	○	○	通院保険金支払限度日数の短縮化	○	○	—	特約の新設	○	○	—	暴力団排除条項の導入	○	○	○	販売プランのリニューアル	○	○	—		
主な改定項目	スタンダード 傷害保険	国内旅行 傷害保険	海外旅行 保険																																																
料率改定	○	○	—																																																
交通傷害における建物火災などの補償対象外化	○	—	—																																																
後遺障害保険金の見直し	—	○	○																																																
入院保険金の見直し	○	○	—																																																
手術保険金の見直し	○	○	—																																																
通院保険金の見直し	○	○	—																																																
酒気帯び運転の補償対象外化	○	○	○																																																
通院保険金支払限度日数の短縮化	○	○	—																																																
特約の新設	○	○	—																																																
暴力団排除条項の導入	○	○	○																																																
販売プランのリニューアル	○	○	—																																																
2013年12月18日	海外旅行保険の改定	・家族旅行特約の新設 ・航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約の新設																																																	
2014年 4月 7日	保険料払込方法・支払方法の拡充	スタンダード傷害保険のクレジットカード払(月払)およびコンビニエンスストア払(一時払)の取扱い開始																																																	
2014年 4月 7日	ペット医療費用保険を販売開始	“あうてペットの保険” 販売開始																																																	

(1) 保険制度

損害保険は、共通の危険を持つ多くの人が集合し、合理的な計算に基づいた拠出（保険料の支払い）をすることにより、そのうちのある方が「一定の偶然な事故」にあった場合に、その拠出の中から損害の補償（保険金）を受け取ることができるという仕組みです。

つまり、損害保険制度とは、「大数の法則」を利用して相互にリスクを分散し、経済的補償を与えることにより、個人生活と企業経営の安定に大きく寄与することができる制度と言えます。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が「一定の偶然な事故」によって生じる財産上の損害を補償することを約束し、それに対してご契約者がその「一定の偶然な事故」の発生可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束することによって、成立する契約です。

したがって、双務・有償契約であり、ご契約者と保険会社の意思の合意のみで成立する諾成契約という性質を有しています。適正でご契約者のご希望に沿った正確な契約引き受けのため、当社ではご契約にあたり、ご契約の特に重要な事項について、「お申し込み内容のご確認」を用いてご確認させていただいている他、契約成立後も「お客さま専用ページ」の契約確認画面に表示しています。

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容を定めたもので、ご契約者・被保険者（補償の対象となる方）と保険会社の権利・義務が具体的に記載されています。約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約があります。

※ 約款に記載される主な事項

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| ① 保険の対象となる事故、損害 | ⑤ 保険契約が失効もしくは無効となる場合 |
| ② 保険金をお支払いできない場合 | ⑥ 保険契約が解約・解除される場合 |
| ③ 保険金の算出方法 | |
| ④ 保険会社へ申し出・連絡すべき事項（契約前、契約後、事故発生時等） | |

(2) 契約時の留意事項

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品であり、その内容は約款で定められています。ご契約にあたっては、約款の内容につき、十分にご確認の上、お申し込みください。

特に以下のようなことをご確認いただく必要があります。

- ・どのような事故が補償の対象となるのか
- ・重要な事実を保険会社に正確に申し出ているか
- ・契約後、どのような場合に保険会社に通知をしなければならないのか
- ・支払われる保険金はどのように決められるのか（一定以上の損害に達しないと保険金が支払われない場合や、損害の額から一定額を差し引いて保険金が支払われる場合があります）
- ・どのような場合に保険金が支払われないのか
- ・どのような場合に保険契約が効力を失うのか
- ・解約した場合にどのようなになるのか
- ・事故発生時にどのように対応すればよいのか

なお、お申し込み内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 約款に関する情報提供

約款の内容については、約款（普通保険約款とその特約）とは別に、その内容をわかりやすく説明した商品説明ページ、重要事項説明書（「契約概要のご説明」、「注意喚起情報のご説明」）等をホームページ上にご用意しています。

よくご覧いただき、十分理解された上でのご契約をお願いします。

(1) 保険料の収受・返戻

保険料（分割払いのときは初回保険料）は、ご契約と同時に支払いいただく必要があります。保険のお申し込みをいただいても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、当社は保険金をお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険料のお支払いは、「クレジットカードによるお支払い」または「au携帯電話の通信料金に合算してのお支払い」に加え、「コンビニエンスストアでのお支払い」（一時払のみ）と、便利な方法をご用意しています。

なお、「コンビニエンスストアでのお支払い」の場合、契約時の保険料のお支払いは、別途定められたお支払期限までとなります。

また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳しくは約款等をご確認ください。

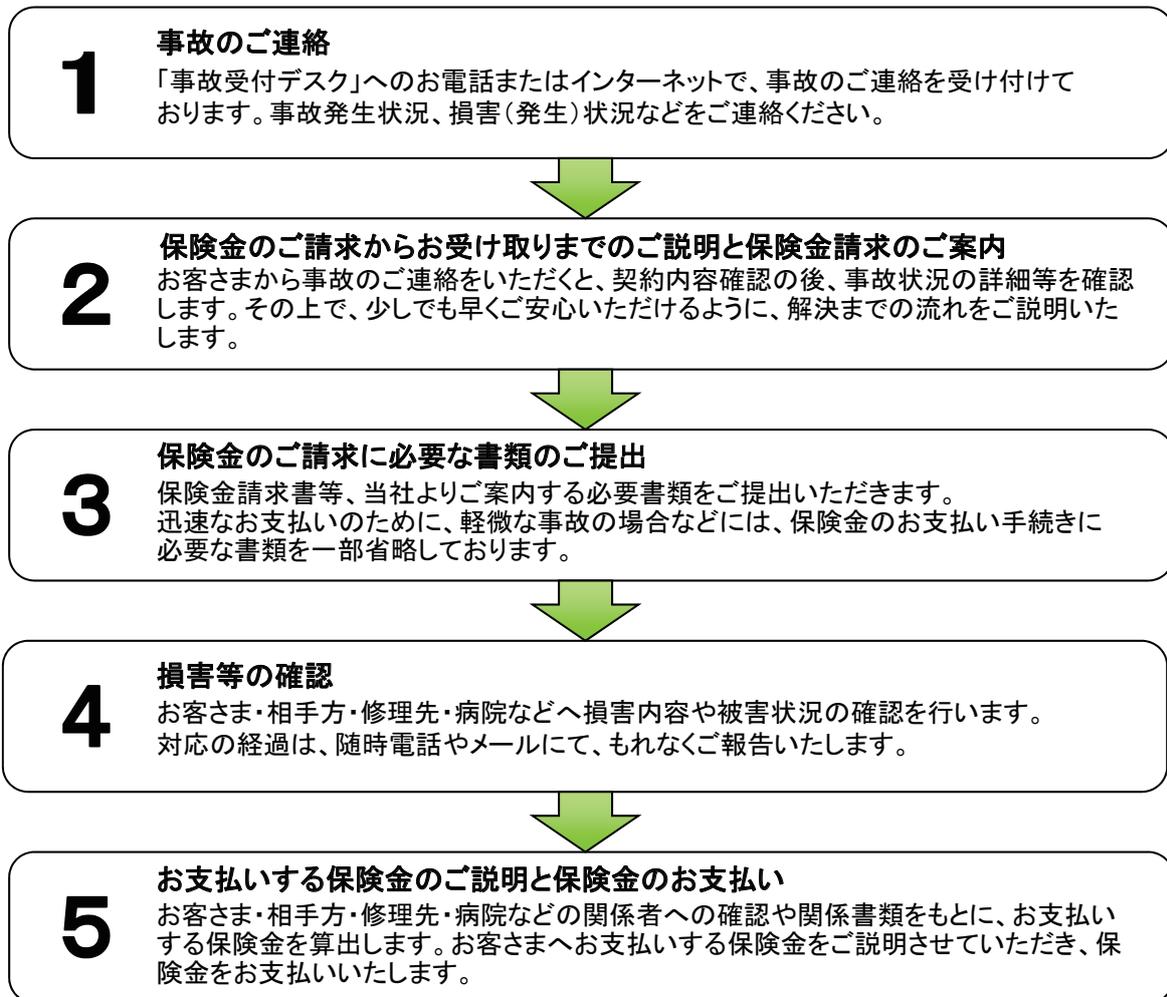
(2) 保険料率

保険料は、純保険料（将来の保険金支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分）から成り立っており、純保険料は、当社が金融庁からの認可取得もしくは金融庁への届出を行ったものを基礎として適用しています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険・傷害保険等の純保険料率を参考料率として算出し、当社を含む会員保険会社各社に提供しています。

事故のご連絡から保険金のお受け取りまで（傷害保険）

お客さまにご満足いただける損害サービスの提供は、保険会社にとって最も重要な責務です。当社では、不幸にも事故にあわれたお客さまへ、解決に向けての適切なアドバイスを行い、丁寧でスピーディな事故解決に努めています。



●事故のご連絡

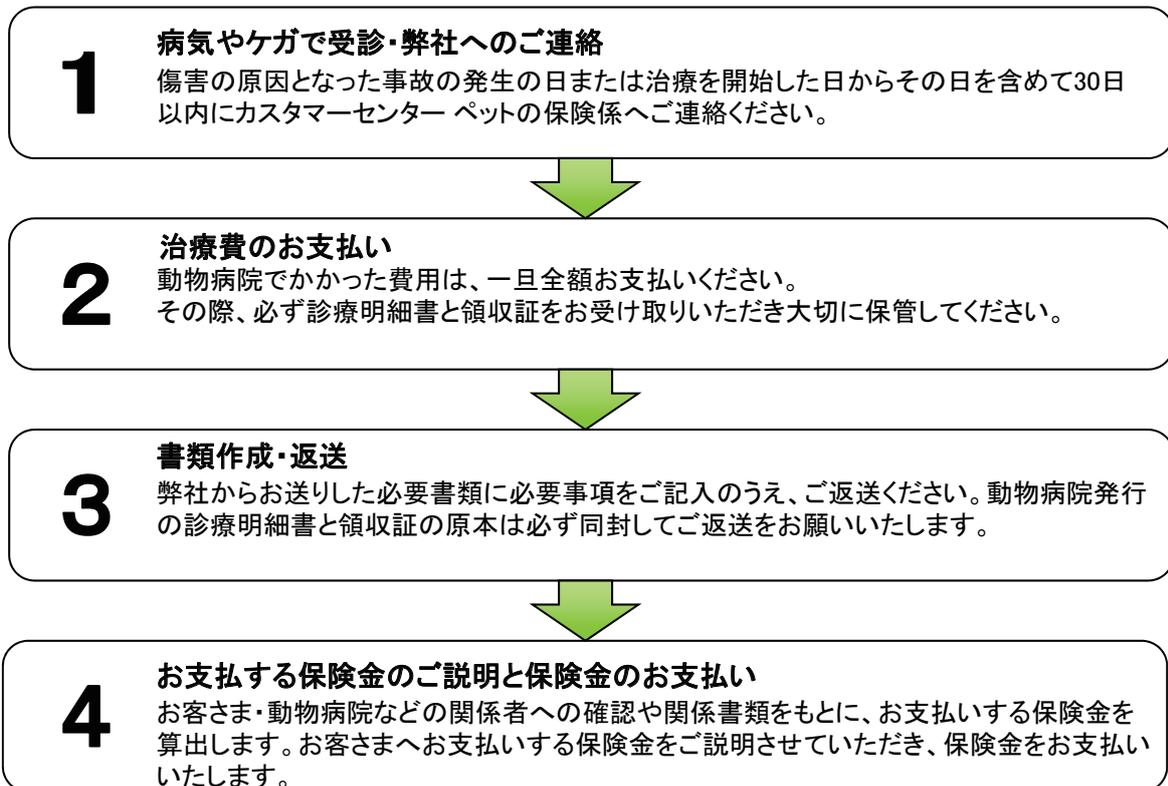
事故が発生した際は、まず被害の拡大防止、負傷者の救護等を行うとともに、消防署・警察などに連絡してください。また相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社などもできるだけその場で確認してください。

以上、緊急の措置を行った後、すみやかに当社フリーコールまたはインターネットにて、事故の内容をご連絡ください。24時間・年中無休で、事故のご連絡をお受けしております。

●保険金のご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

お客さまから事故のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、事故状況の詳細等を確認します。その後お支払いの可能性がある保険金をお客さまにご案内するとともに、「保険金請求のご案内」をお客さまへ郵送します。また、保険金のご請求からお受け取りまでの流れと、保険金の請求に必要な書類等についてもご案内します。

保険金のご請求からお受け取りまでの流れ（ペットの保険）



●保険金のご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

お客さまから保険金請求のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、「保険金請求のご案内」をお客さまへ郵送します。また、保険金のご請求からお受け取りまでの流れと、保険金の請求に必要な書類等についてもご案内いたします。

●ご提出いただく書類について

- ・診療明細書
 診療項目ごとの内訳金額が記載された書類です。動物病院によって名称が異なります。
- ・領収証
 診療費のお支払いを証するものです。レシートでもかまいません。なお、診療明細書が領収証を兼ねていることが明らかな場合は別途取り付けていただく必要はありません。

※診療明細書が発行されなかった場合は、弊社所定の診療明細書の作成を動物病院にご依頼ください。その際の明細書にかかる費用はお客さまご自身の負担になりますのでご了承ください。

●保険金のご請求に必要な書類のご提出

保険金請求書など、当社よりご案内する必要書類をご提出ください（電話での確認により省略できる場合がありますので、その際は別途ご案内します）。

●損害等の確認

適切な保険金のお支払いのために、当社が事故の状況や損害の状況、治療の経過、保険金のお支払い対象になる事故かどうかの確認等、各種の損害確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

例) おケガの場合：その程度や治療内容確認のための診断書等のお手配
 携行品等に損害が発生した場合：損害状況確認のための修理見積書・写真等のお手配
 ペット治療費の場合：治療内容の確認のための診療明細書等のお手配

●お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い

お客さま・相手方・修理工場・病院・動物病院などの関係者への確認や関係書類をもとに、お支払いする保険金を算出します。

保険金が確定した後、お客さまへその内容をご説明させていただき、ご指定口座へのお振り込みを行います。

また、「お支払いの内容」と「お支払い対象外の場合はその理由」を記載した「保険金支払通知」を、お客さまへ郵送します。

事故の内容によっては保険金が支払われない場合がございますので、その場合には、お支払いできない理由を保険約款や損害確認の結果などに基づきご説明します。

●保険金お支払いに関する不服審査お申し出制度

保険金をお支払いできない旨を通知したご契約について、当社の説明ではご納得いただけないお客さまからのお申し出を受け付け、損害サービス部門とは独立した部署がお支払いに関する決定内容を確認する「保険金のお支払いに関する不服審査お申し出制度」を開設しております。

不服審査のお申し出

保険金審査室

受付時間：9：00～17：00
 （土・日・祝・祭日・年末年始を除く）



0077-78-1133

(通話料無料)

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

●そんぽADRセンター

一般社団法人 日本損害保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁長官の指定を受け、そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）において、お客さまから損害保険全般に関する苦情や紛争解決の申し立てをお受けし、中立・公正な立場から問題解決のお手伝いをしています。

なお、同センターが受け付けることのできる苦情や紛争解決の申し立ては、同協会との間で手続実施基本契約を締結した保険会社に関連するものに限られます。当社は、同協会との間で手続実施基本契約を締結しております。

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp>)

au損保カスタマーセンター

お客さまからのお問い合わせは以下の窓口で受付けております。

お電話でのお問い合わせ

au損保カスタマーセンター

受付時間：9:00～18:00（年末年始を除く）



0800-700-0600

（通話料無料）

メールでのお問い合わせ

24時間365日受付

下記のEメールアドレスへご連絡ください。
なお、お電話による回答でも
お差し支えない場合は、
日中のご連絡先もご記入ください。

support-2p@info.au-sonpo.co.jp

あうて ペットの保険

受付時間：9:00～18:00（年末年始を除く）



わんわんにゃんにゃん
0800-700-1122

（通話料無料）

損害サービスネットワーク

当社の損害サービスセンターの所在地は東京です。このほか全国14カ所に駐在する駐在員（当社社員）と連携して万全の事故対応にあたらせていただきます。

au損保	所在地
傷害サービスセンター ペットサービスセンター	〒150-0011 東京都渋谷区東3-16-3 エフ・ニッセイ恵比寿ビル5F
札幌駐在	〒060-8553 北海道札幌市北区北7条西5-5-3
盛岡駐在	〒020-0026 岩手県盛岡市開運橋通3-47
仙台駐在	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10
静岡駐在	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5
名古屋駐在	〒460-8672 愛知県名古屋市中区千代田5-7-5
京都駐在	〒604-8162 京都府京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町643
大阪駐在	〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10
神戸駐在	〒650-0037 兵庫県神戸市中央区明石町19
金沢駐在	〒920-0906 石川県金沢市十間町5番地
岡山駐在	〒700-8571 岡山県岡山市北区中央町3-19
広島駐在	〒730-8580 広島県広島市中区国泰寺町1-8-13
高松駐在	〒760-0008 香川県高松市中野町29-5
福岡駐在	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-6-36
熊本駐在	〒860-0017 熊本県熊本市中央区練兵町56-1

※駐在先はあいおいニッセイ同和損保の各地のサービスセンター内です

●24時間・365日事故受付サービス

突然やってくる事故からお客さまをしっかりとサポートし、安心していただけるよう、万全の体制で、24時間365日事故のご連絡をお受けします。



●インターネットサービス

お電話だけでなくインターネットでも事故のご連絡をお受けします。

担当者へのお問い合わせへの回答メールや保険金お支払い情報のメールなど、お客さまにとって必要な情報を適切なタイミングでお届けします。

また、書類の郵送によるやり取りのいないインターネットによるご請求手続きも可能です。

●安心の事故対応サービス

事故の受付から保険金お支払い手続きまで、お客さまからのお問い合わせやご相談の全てを専任担当者が親切・丁寧にお応えします。また、全国の損害調査ネットワークと弁護士・医師ネットワークでお客さまをサポートします。

●保険金請求書類省略サービス

軽微な事故の場合には、保険金のお支払い手続きに必要な書類を一部省略します。お客さまの書類をご用意いただく手間を省き、わかりやすく簡単な手続きで保険金をお支払いします。

●日弁連弁護士のご紹介サービス

法律相談費用補償特約・弁護士費用等補償特約をご契約いただき、支払対象となる事故にあわれた場合、当社と協定している日本弁護士会連合会を通じてお近くの弁護士会に所属している弁護士のご紹介が可能です。

もらい事故にあってしまい、おこころあたりの弁護士がいない場合でも当社が最適な弁護士をご紹介します。

●自転車ロードサービス

事故または故障により自転車が自力走行不能（自転車が物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられている状態）となった場合には、24時間365日トラブル現場へ駆けつけて、ご希望の場所まで自転車を搬送します。

●海外アシスタンスサービス

海外旅行中の病気・ケガなど、万一の場合には、「au損保海外サポートデスク」（海外の渡航先から通話料無料でご連絡いただけるワールドフリーフォン〈別表〉は、24時間365日日本語で対応いたします。）が世界的なネットワークを持つアシスタンス会社との提携により、キャッシュレス・メディカル・サービス、病院への移送、医師・看護師の派遣などの緊急医療アシスタンスサービス、破損したスーツケース・カメラ・ノートパソコンのキャッシュレス・リペアサービスなどを行います。

お電話での事故連絡

au 損保海外サポートデスク

年中無休・24時間・日本語受付

●日本国内から



0077-78-7365

または

03-6365-8885

●海外から

ワールドフリーフォンを
ご利用いただけます。

ワールドフリーフォンは以下のとおりです。

別表

ワールドフリーフォン

地域	滞在地	通信会社	電話番号
アジア	中国	CHINA Unicom CHINA Telecom	00-800-80088777
	台湾	Chunghwa Telecom	
	フィリピン	PLDT	
	マカオ	CTM	
	マレーシア	Telekom Malaysia Time	
	香港	Reach	
	シンガポール	Singtel	
	タイ	CAT Telecom	
	韓国	Korea Telecom LG U+	
	インドネシア	Onse Telecom INDONESIA	
	イスラエル	Bezeq Smile	
	インド	INDIA 000800-810-1198	
	バハレーン	BAHRAIN 80000-443	
	ベトナム	VIET NAM 120-81-022	
グアム・サイパン	グアム SAIPAN	1-866-815-9567 1-866-999-1574	
北米・ハワイ	アメリカ・ハワイ	AT&T Sprint Verizon	011-800-80088777
	カナダ	TATA Communications	
中南米	バミューダ	BERMUDA	1-800-455-0125
	アルゼンチン	Telecom Argentina Telefonica de Argentina	00-800-80088777
	メキシコ	MEXICO	01-800-123-1804
	ブラジル	BRAZIL	0800-781-0496
	コスタリカ	COSTA RICA	0800-081-0006
	コロンビア	Colombia Telecom	009-800-80088777
	チリ	CHILE	1230-020-2494
オセアニア	ペルー	PERU	0800-55-332
	オーストラリア	Optus Teletra	0011-800-80088777
	ニュージーランド	Telecom NZ	00-800-80088777

ヨーロッパ	アイルランド	eircom	00-800-80088777
	イギリス	BT C&W	
	イタリア	Telecom Italia	
	オーストリア	A1 Telekom Austria	
	オランダ	KPN	
	スイス	Swisscom	
	スウェーデン	TeliaSonera Sweden	
	スペイン	Telefonica	
	チェコ	Telefonica O2 Czech	
	デンマーク	iBasis	
	ドイツ	Deutsche Telecom	
	ノルウェー	Telenor	
	ハンガリー	Deutsche Telecom	
	ベルギー	Belgacom	
ポルトガル	Portugal Telecom		
ルクセンブルグ	P&T		
フランス	France Telecom FRANCE(&Monaco)	0800-91-7388	
モナコ	Monaco		
ギリシャ	GREECE	00-800-8113-0120	
フィンランド	Elisa TeliaSonera	999-800-80088777 990-800-80088777	
ポーランド	POLAND	00-800-811-1207	
ルーマニア	ROMANIA	08008-97003	
ロシア	8-800-100-6981		
エジプト	EGYPT	0800-0000-659	
南アフリカ	S AFRICA	0800-98-8588	
上記以外の地域またはワールドフリーフォンがご利用いただけない場合 (コレクトコールまたは通常の国際電話)			(81) 3-6365-8885

業績データ

事業の状況	52
経理の状況	70

平成25年度における事業概況（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

●事業の経過及び成果等

平成25年度のわが国経済は、「アベノミクス」の3本の矢がはなれた効果が、各種指標に反映され全体的な回復傾向が実感されるステージに移りました。しかしながら、損害保険業界においては、少子高齢化による市場の縮小懸念や相次ぐ自然災害への対応など厳しい環境が続いており、依然として対応すべき多くの課題を抱えています。

一方、当社事業と関係の深い移動通信市場においては、スマートフォンやタブレット端末等、「スマートデバイス」へのシフトが進み、コンテンツサービスの広がりや各種キャンペーンによる料金施策等、お客さま獲得に向けた活発な競争が一段と厳しさを増しております。

このような中、当社は、お客さまに「あんしん、うれしい、ていねい」な保険商品をお届けする新しい保険商品ブランド「あ・う・て」を平成25年10月よりスタートいたしました。同時に、自転車ロードサービスをセットした、あ・う・て「じてんしゃBycle（バイク）」の提供をはじめとした各商品のリニューアル、海外旅行保険の家族型新設など利便性向上に向けた商品改定を実施いたしました。

また、当社ビジネスの根幹であるモバイルを活用した販売戦略として、スマートフォン向けアプリ開発を積極的に進めました。5月に海外旅行者向けアプリ「海外サポート」、10月には自転車利用者向けアプリ「自転車の日」を開発、保険契約者のみならず多くの皆さまに活用いただけるサービスとして広く提供をしております。

さらに、経営の健全性と契約者への公平性を確保する視点から、コンタクトセンター機能ならびに損害サービス業務の強化・効率化を進めるとともに、保険事業が有する高い社会性・公共性を認識し、システム等の事業インフラの改善、コーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底等を図り、「お客さまの声」を反映した業務品質向上にも努めております。

このような中、当期の業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益は44億8千1百万円、その他経常収益が7千3百万円で、経常収益は45億5千4百万円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が26億9千7百万円、営業費及び一般管理費が21億3百万円、その他経常費用が2億3千6百万円、保険業法第113条繰延額が3億1千9百万円で、合計は47億1千8百万円となりました。この結果、経常損失は1億6千3百万円となり、これに特別損失、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純損失は、3億2百万円となりました。

保険引受及び資産運用の概況は次のとおりであります。

【保険引受の概況】

保険引受収益のうち正味収入保険料は44億8千1百万円であります。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金が7億1千5百万円、損害調査費が1億3千万円で、正味損害率は18.9%となりました。また、正味事業費率は38.7%となり、これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額を加減した保険引受損失は3億1千9百万円となりましたが、この全額を保険業法第113条繰延額として計上しております。

【資産運用の概況】

当期末の総資産は、前期末に比べ40億9百万円増加して103億4千8百万円、運用資産は前期末に比べ、47億1千万円増加して65億7千7百万円となりました。

なお、運用資産は、その全額が預貯金（決済性普通預金）および建物（建物付属設備）であるため、利息及び配当金収入などの資産運用収益、並びに資産運用費用は発生しておりません。

●対処すべき課題

損害保険業界を取り巻く厳しい収益環境、移動通信業界における競争激化は、今後も続くものと予想されます。こうした中、“モバイルを活用し保険を革新すること”を追求し、KDDIグループの保険会社として、スマートフォン等のWeb完結型機能を備えたモバイルデバイスを通じて、既存の損害保険会社とは異なる新たな商品・販売スキームをご提供することを目指してまいります。

刻々と変化する事業環境において、常にスピード感を持った柔軟な対応を実行しつつ、今後は、コア事業強化と独自ビジネスモデルを展開、商品・サービスの更なる向上や新規開発、ブランド価値の向上、両株主グループとの連携取組等を進めることにより、顧客・収入保険料の大幅増大を図り、当社事業基盤をより強固なものとしてまいります。

また、「お客さまの声」に基づき、迅速なPDCAを実践し、当社業務・サービスの改善・拡充にも継続的に取り組んでまいります。

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目	年度	平成21年度 (平成22年2月23日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
正味収入保険料		—	—	77	763	4,481
経常収益		—	5	77	769	4,554
経常損失		9	230	94	185	163
保険引受損失		—	—	760	779	319
当期純損失		9	263	304	356	302
正味損害率		—%	—%	118.3%	49.6%	18.9%
正味事業費率		—%	—%	885.4%	123.8%	38.7%
利息及び配当金収入		—	—	—	—	—
運用資産利回り(インカム利回り)		—	—	—	—	—
資産運用利回り(実現利回り)		—	—	—	—	—
資本金 (発行済株式総数)		300 (6,000株)	2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)
純資産額		290	4,227	3,922	3,565	3,263
総資産額 (積立勘定として経理された資産額)		297 (—)	4,327 (—)	4,934 (—)	6,338 (—)	10,348 (—)
責任準備金残高		—	—	45	223	2,316
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		—	—	—	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率		—%	—%	13,536.4%	3,617.2%	430.2%
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		13	46	44	58	88

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 運用資産利回り(インカム利回り) = 利息及び配当金収入 ÷ 平均運用額
 4. 資産運用利回り(実現利回り) = 資産運用損益 ÷ 平均運用額
 5. 平成21年度はモバイル損保設立準備会社の数値であり、以下の諸表においても同様です。

2. 保険契約等に関する指標

(1) 保険料

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

年度 種目	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	57	74.0	—	281	36.9	391.6	488	10.9	73.5
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	20	26.0	—	482	63.1	2,292.2	3,992	89.1	727.9
合計	77	100.0	—	763	100.0	886.6	4,481	100.0	486.7

(注) 正味収入保険料…元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

年度 種目	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	114	22.1	—	563	10.8	391.6	977	5.9	73.5
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	403	77.9	—	4,631	89.2	1,048.7	15,675	94.1	238.5
合計	517	100.0	—	5,194	100.0	903.3	16,652	100.0	220.6
従業員1人当たり 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)	11		—	89		661.1	189		111.3

(注) 1. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) …元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料) …元受正味保険料 (含む収入積立保険料) ÷従業員数

③ 受再正味保険料

該当事項はありません。

④支払再保険料（出再正味保険料）

（単位：百万円）

種目	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	57	13.0	—	281	6.4	391.6	488	4.0	73.5
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	383	87.0	—	4,149	93.6	983.2	11,682	96.0	181.6
合計	440	100.0	—	4,430	100.0	906.3	12,171	100.0	174.7

（注）支払再保険料…再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

(2)解約返戻金

（単位：百万円）

種目	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	0	1	2
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	—	—
合計	0	1	2

（注）解約返戻金…元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

(3)保険金

①正味支払保険金および正味損害率

（単位：百万円）

種目	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	6	100.0	149.0	30	12.2	41.9	61	8.6	18.2
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	31.0	215	87.8	54.1	654	91.4	19.0
合計	6	100.0	118.3	245	100.0	49.6	715	100.0	18.9

（注）1. 正味支払保険金…元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率…（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

②元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)		平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)		平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—%	—	—%	—	—%
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	13	100.0	60	1.5	123	1.3
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	3,965	98.5	9,672	98.7
合計	13	100.0	4,025	100.0	9,796	100.0

(注) 元受正味保険金…元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

③受再正味保険金

該当事項はありません。

④回収再保険金(出再正味保険金)

(単位：百万円)

種目	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)		平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)		平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—%	—	—%	—	—%
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	6	100.0	30	0.8	61	0.7
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	3,749	99.2	9,018	99.3
合計	6	100.0	3,779	100.0	9,080	100.0

(注) 回収再保険金…再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

(4)未収再保険金

(単位：百万円)

		平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
1	年度開始時の未収再保険金	—	—	1,064
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	6	3,779	9,080
3	当該年度回収等	6	2,714	9,128
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	—	1,064	1,016

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(5) 正味事業費率

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費) (諸手数料及び集金費)		685 (714) (△ 28)	945 (1,150) (△ 205)
正味事業費率		885.4%	123.8%	38.7%

(注) 正味事業費率…保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		149.0	900.1	1,049.1	41.9	245.4	287.2	18.2	65.4	83.6
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		31.0	843.6	874.6	54.1	52.8	106.8	19.0	35.5	54.4
合計		118.3	885.4	1,003.7	49.6	123.8	173.3	18.9	38.7	57.6

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		179.0	787.4	966.4	34.7	165.4	200.2	28.0	64.5	92.5
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	118.3	10.4	128.7	76.8	12.2	89.1
合計		179.0	787.4	966.4	108.5	28.6	137.0	74.0	15.3	89.3

- (注) 1. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 2. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 4. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 5. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 6. 第三分野保険は取扱いがないため記載を省略しております。

(8) 保険引受利益

① 保険引受利益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
保険引受収益		77	763	4,481
保険引受費用		124	392	2,697
保険引受に係る営業費及び一般管理費		714	1,150	2,103
その他収支		—	—	—
保険引受利益		△ 760	△ 779	△ 319

(注) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

② 保険種目別保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
火災		—	—	—
海上		—	—	—
傷害		△ 583	△ 582	△ 68
自動車		—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—
その他		△ 176	△ 197	△ 250
合計		△ 760	△ 779	△ 319

(9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
国内契約		100.0%	100.0%	100.0%
海外契約		—%	—%	—%

(注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

(10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成23年（2011年）	2社	100.0%
平成24年（2012年）	2社	100.0%
平成25年（2013年）	1社	100.0%

(注) 1. 出再保険料は各契約年度の特約再保険で、各事業年度に計上した出再保険料を使用しています。
2. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

(11) 出再保険料の格付ごとの割合

	A以上	BBB以上	その他 (格付けなし、不明、BB以下)	合計
平成23年(2011年)	100.0%	—%	—%	100.0%
平成24年(2012年)	100.0%	—%	—%	100.0%
平成25年(2013年)	100.0%	—%	—%	100.0%

- (注) 1. 出再保険料は各契約年度の特約再保険で、各事業年度に計上した出再保険料を使用しています。
 2. 格付は、S&P社の各年4月1日現在を使用しています。
 S&P社格付がない場合はAMBest社の格付を使用しています。
 AMBest社格付の場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B以下は「その他」に区分しています。
 格付がない場合でも親会社からの担保がある場合は親会社の格付をもって当該再保険者格付とみなしています。
 3. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

(12) 積立保険の契約者配当金

該当事項はありません。

3. 経理に関する指標等

(1) 保険契約準備金

① 支払備金

(単位：百万円)

種目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	15	27	69
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	29	114
合計	15	56	183

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成22年(2010年)	—	—	—	—
平成23年(2011年)	—	—	—	—
平成24年(2012年)	31	12	16	2
平成25年(2013年)	54	32	40	△ 18

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	—	/	44	/	/	72	/	/	188	/	/
	1年後	—	—	41	0.948	△2	92	1.269	19			
	2年後	—	—	54	1.292	12						
	3年後	—	—									
	4年後											
最終損害見積り額	—			54			92			188		
累計保険金	—			29			76			91		
支払備金	—			25			15			97		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

●自動車

該当契約はありません。

●賠償責任

該当契約はありません。

②責任準備金

(単位：百万円)

年度 種目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	24	68	175
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	20	155	2,140
合計	45	223	2,316

責任準備金の内訳(平成23年度)

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	22	1	—	—	—	24
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	20	0	—	—	—	20
合計	43	2	—	—	—	45

責任準備金の内訳(平成24年度)

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	57	10	—	—	—	68
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	139	16	—	—	—	155
合計	196	26	—	—	—	223

責任準備金の内訳(平成25年度)

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	149	26	—	—	—	175
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	1,996	143	—	—	—	2,140
合計	2,145	170	—	—	—	2,316

責任準備金積立水準

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	—	—	—
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

(2) 引当金明細表
平成23年度

(単位：百万円)

区分	平成22年度 期末残高	平成23年度 増加額	平成23年度減少額		平成23年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	—	1	—	—	1	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

平成24年度

(単位：百万円)

区分	平成23年度 期末残高	平成24年度 増加額	平成24年度減少額		平成24年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	1	8	6	—	3	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

平成25年度

(単位：百万円)

区分	平成24年度 期末残高	平成25年度 増加額	平成25年度減少額		平成25年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	3	7	3	—	7	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

(3) 貸付金償却の額

該当事項はありません。

(4) 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
人件費		403	455	532
物件費		391	813	1,650
税金		3	15	50
拠出金		—	—	—
負担金		—	—	—
諸手数料及び集金費	△	28	△ 205	△ 368
合計		770	1,078	1,865

(注) 金額は、損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。

(5) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	平成24年度	76万円
	平成25年度	531万円

(注) 異常危険準備金の残高率が50%を超えるまで取り崩しを行いません。

(6) 売買目的有価証券運用益および運用損
該当事項はありません。

(7) 有価証券売却益、売却損および評価損
該当事項はありません。

(8) 固定資産処分益および処分損

(単位：百万円)

区分	平成23年度 (平成24年3月31日現在)		平成24年度 (平成25年3月31日現在)		平成25年度 (平成26年3月31日現在)	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不動産	—	—	—	10	—	—
動産	—	—	—	7	—	—
無形固定資産	—	—	—	—	—	10
合計	—	—	—	17	—	10

(9) 減価償却費明細表
平成23年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成23年度償却額	償却累計額	平成23年度末残高	償却累計率(%)
建物	14	1	2	11	20.21
営業用		1		11	
賃貸用		—		—	
動産	58	24	31	27	53.32
その他	216	29	29	187	13.79
合計	289	55	64	225	22.10

平成24年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成24年度償却額	償却累計額	平成24年度末残高	償却累計率(%)
建物	37	2	4	32	13.23
営業用		2		32	
賃貸用		—		—	
動産	120	16	47	72	39.41
その他	995	146	176	818	17.73
合計	1,153	164	228	924	19.85

平成25年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成25年度償却額	償却累計額	平成25年度末残高	償却累計率(%)
建物	41	3	5	35	13.03
営業用		3		35	
賃貸用		—		—	
動産	136	22	61	74	44.99
その他	1,332	224	397	935	29.81
合計	1,510	250	463	1,046	30.72

(10) リース取引

該当事項はありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位：百万円)

年度 区分	平成23年度 (平成24年3月31日現在)		平成24年度 (平成25年3月31日現在)		平成25年度 (平成26年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	3,871	78.5	1,834	28.9	6,542	63.2
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	11	0.2	32	0.5	35	0.3
運用資産計	3,883	78.7	1,867	29.5	6,577	63.6
総資産	4,934	100.0	6,338	100.0	10,348	100.0

(2) 運用資産利回り（インカム利回り）

該当事項はありません。

(3) 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

年度 区分	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り
預貯金	—	3,616	—	—	2,760	—	—	3,646	—
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	11	—	—	20	—	—	34	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	3,628	—	—	2,781	—	—	3,680	—

- (注) 1. 資産運用損益（実現ベース）は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」およびその他特別損失に計上した子会社株式評価損を控除した金額です。
2. 平均運用額（取得原価ベース）は、原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。

(参考) 時価総合利回り

（単位：百万円）

年度 区分	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り
預貯金	—	3,616	—	—	2,760	—	—	3,646	—
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	11	—	—	20	—	—	34	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	3,628	—	—	2,781	—	—	3,680	—

- (注) 資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券および金銭の信託（その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る）に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加算した金額です。また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）並びに売買目的有価証券および金銭の信託に係る前期末評価損益を加算した金額です。

(4) 海外投融資

該当事項はありません。

5. 資産・負債の明細

(1) 預貯金

(単位：百万円)

区分	年度 平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
郵便振替・郵便貯金	—	—	—
当座預金	—	—	—
普通預金	3,871	1,834	6,542
通知預金	—	—	—
定期預金	—	—	—
別段預金	—	—	—
合計	3,871	1,834	6,542

(2) 商品有価証券

該当事項はありません。

(3) 保有有価証券

該当事項はありません。

(4) 保有有価証券利回り

該当事項はありません。

(5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

(6) 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

(7) 業種別貸付金残高

該当事項はありません。

(8) 担保別貸付金残高

該当事項はありません。

(9) 企業規模別貸付金残高

該当事項はありません。

(10) 用途別貸付金残高

該当事項はありません。

(11) 貸付金地域別内訳（企業向け融資）

該当事項はありません。

(12) 貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(13) 国内企業向け貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(14) 劣後特約付貸付金残高

該当事項はありません。

(15) 住宅関連融資

該当事項はありません。

(16) 公共関係投融資（新規引受ベース）

該当事項はありません。

(17) 各種ローン金利

該当事項はありません。

(18) 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
土地		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
建物		11	32	35
営業用		11	32	35
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		11	32	35
営業用		11	32	35
賃貸用		—	—	—
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		27	72	74
有形固定資産合計		38	105	110

(19) 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

(20) 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

(21) 長期性資産

該当事項はありません。

6. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

科目	平成24年度 (平成25年3月31日現在)		平成25年度 (平成26年3月31日現在)		比較増減
	金額	構成比 %	金額	構成比 %	
(資産の部)					
現金及び預貯金	1,834	28.94	6,542	63.22	4,707
預貯金	1,834		6,542		
有形固定資産	105	1.66	110	1.07	5
建物	32		35		
その他の有形固定資産	72		74		
無形固定資産	818	12.92	935	9.04	116
ソフトウェア	818		935		
その他資産	3,579	56.48	2,760	26.67	△ 819
未収保険料	27		142		
共同保険貸	1,009		45		
再保険貸	—		623		
外国再保険貸	1,064		392		
未収金	0		—		
預託金	57		57		
仮払金	81		76		
保険業法第113条繰延資産	1,338		1,421		
資産の部合計	6,338	100.00	10,348	100.00	4,009

貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科目	平成24年度 (平成25年3月31日現在)		平成25年度 (平成26年3月31日現在)		比較増減
	金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	280	4.42	2,500	24.16	2,219
支払備金	56		183		
責任準備金	223		2,316		
その他負債	2,062	32.55	4,135	39.96	2,072
共同保険借	565		137		
再保険借	407		2,296		
外国再保険借	827		1,226		
未払法人税等	6		142		
預り金	1		1		
未払金	235		297		
仮受金	8		24		
資産除去債務	9		10		
退職給付引当金	1	0.03	2	0.02	0
賞与引当金	3	0.06	7	0.07	3
繰延税金負債	423	6.69	440	4.26	16
負債の部合計	2,772	43.75	7,085	68.47	4,312
(純資産の部)					
資本金	2,400	37.86	2,400	23.19	—
資本剰余金	2,100	33.13	2,100	20.29	—
資本準備金	2,100		2,100		
利益剰余金	△ 934	△14.74	△ 1,236	△11.95	△ 302
その他利益剰余金	△ 934		△ 1,236		
繰越利益剰余金	△ 934		△ 1,236		
株主資本合計	3,565	56.25	3,263	31.53	△ 302
純資産の部合計	3,565	56.25	3,263	31.53	△ 302
負債及び純資産の部合計	6,338	100.00	10,348	100.00	4,009

(平成25年度 貸借対照表関係注記事項)

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基準に算出した額を退職給付引当金に計上しております。
4. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
6. 有形固定資産の減価償却累計額は 66百万円であります。
7. 関係会社に対する金銭債権総額は637百万円、金銭債務総額は2,435百万円であります。
8. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることになりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.33%から30.78%になります。この税率変更により、法人税等調整額が6百万円減少し、当期純損失が同額減少しております。
9. 繰延税金資産の総額は629百万円であり、その発生原因別の主な内訳は、責任準備金積立超過額417百万円、税法上の繰越欠損金169百万円、支払備金積立超過額21百万円であります。なお、回収可能額に鑑み、繰延税金資産の総額629百万円から評価性引当額として全額を控除しており、繰延税金資産については貸借対照表に計上しておりません。繰延税金負債の総額は440百万円であり、その発生原因別の主な内訳は、保険業法第113条繰延資産437百万円、資産除去債務2百万円であります。

10. 金融商品に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っております。保有する資産は保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることを鑑み、安全性と流動性の確保を目的とした短期的な預貯金を中心の金融商品を活用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主として預貯金であります。預貯金は全て預金保険制度において全額保護対象の決済性普通預金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する預貯金は全て預金保険制度において全額保護対象の決済性普通預金であるため、リスクは有しておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づいております。なお、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によることとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	6,542	6,542	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

11. (1) 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	1,159百万円
同上にかかる出再支払備金	975百万円
差引	183百万円

(2) 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	4,884百万円
同上にかかる出再責任準備金	2,738百万円
差引（イ）	2,145百万円
その他の責任準備金（ロ）	170百万円
計（イ+ロ）	2,316百万円

12. 1株当たりの純資産額は36,258円16銭であります。

算定上の基礎である普通株式に係る当期末の純資産額は3,263百万円、当期末の普通株式の数は90,000株であります。

13. 保険業法第113条前段の規定により、資産の部に計上した金額は1,421百万円であります。なお、償却方法は、法令及び定款の規定によっております。

14. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	比較増減
経常収益		769	4,554	3,784
保険引受収益		763	4,481	3,717
正味収入保険料		763	4,481	3,717
その他経常収益		5	73	67
経常費用		955	4,718	3,763
保険引受費用		392	2,697	2,305
正味支払保険金		245	715	470
損害調査費		132	130	△ 2
諸手数料及び集金費	△	205	△ 368	△ 162
支払備金繰入額		41	126	85
責任準備金繰入額		177	2,092	1,914
営業費及び一般管理費		1,150	2,103	952
その他経常費用		191	236	45
支払利息		0	0	0
保険業法第113条繰延資産償却費		191	236	45
その他の経常費用		—	0	0
保険業法第113条繰延額	△	779	△ 319	459
経常損失		185	163	21
特別利益		50	—	△ 50
特別損失		34	10	△ 24
固定資産処分損		—	10	10
その他特別損失(本社移転関係損失)		34	—	△ 34
税引前当期純損失		169	173	△ 4
法人税及び住民税		2	112	109
法人税等調整額		184	16	△ 167
法人税等合計		186	128	△ 58
当期純損失		356	302	54

(平成25年度 損益計算書関係注記事項)

1. 関係会社との取引による収益総額は9,543百万円、費用総額は12,377百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	16,652百万円
支払再保険料	12,171百万円
差引	4,481百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	9,796百万円
回収再保険金	9,080百万円
差引	715百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	94百万円
出再保険手数料	463百万円
差引	△ 368百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	718百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	591百万円
差引	126百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	3,450百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	1,501百万円
差引（イ）	1,949百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	143百万円
計（イ＋ロ）	2,092百万円

3. 1株当たりの当期純損失は3,361円85銭であります。

算定上の基礎である普通株式に係る当期純損失は302百万円、普通株式の期中平均株式数は90,000株であります。

4. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

種類	会社名 (住所)	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社	あいおいニッセイ 同和損害保険株式 会社 (東京都渋谷区)	100,005	損害保険業	66.6	出向 2人	当社への出資
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		再保険取引		12,173 9,543	出再保険料等 出再保険金等	2,310 628
関係会社 その他の	KDDI株式会社 (東京都新宿区)	141,851	電気通信事業	33.4	出向 1人	当社への出資
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		広告宣伝等		203	未払金	125

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益 (△は損失)		△ 169	△ 173
減価償却費		164	250
支払備金の増減額 (△は減少)		41	126
責任準備金等の増減額 (△は減少)		177	2,092
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		1	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)		2	3
支払利息		0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)		17	10
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 2,155	902
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		1,344	2,072
その他(保険業法第113条繰延資産(△は増加))		△ 588	△ 82
小 計		△ 1,163	5,202
法人税等の支払額		2	112
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,165	5,090
投資活動によるキャッシュ・フロー			
(営業活動及び資産運用活動計)		(△ 1,165)	(5,090)
有形固定資産の取得による支出		△ 93	△ 31
無形固定資産の取得による支出		△ 778	△ 351
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 871	△ 382
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 2,037	4,707
現金及び現金同等物期首残高		3,871	1,834
現金及び現金同等物期末残高		1,834	6,542

(平成25年度 キャッシュ・フロー計算書関係注記事項)

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の預貯金の金額であります。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 貸借対照表の推移（資産の部）

（単位：百万円）

科目	年度	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
(資産の部)				
現金及び預貯金		3,871	1,834	6,542
預貯金		3,871	1,834	6,542
有形固定資産		38	105	110
建物		11	32	35
その他の有形固定資産		27	72	74
無形固定資産		187	818	935
ソフトウェア		187	818	935
その他の無形固定資産		—	—	—
その他資産		836	3,579	2,760
未収保険料		9	27	142
共同保険貸		—	1,009	45
再保険貸		—	—	623
外国再保険貸		—	1,064	392
未収金		4	0	—
預託金		57	57	57
仮払金		15	81	76
保険業法第113条繰延資産		750	1,338	1,421
資産の部合計		4,934	6,338	10,348

貸借対照表の推移（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
(負債の部)			
保険契約準備金	61	280	2,500
支払備金	15	56	183
責任準備金	45	223	2,316
その他負債	708	2,062	4,135
共同保険借	144	565	137
再保険借	13	407	2,296
外国再保険借	494	827	1,226
未払法人税等	1	6	142
預り金	0	1	1
未払金	45	235	297
仮受金	1	8	24
資産除去債務	5	9	10
退職給付引当金	0	1	2
賞与引当金	1	3	7
繰延税金負債	239	423	440
負債の部合計	1,011	2,772	7,085
(純資産の部)			
資本金	2,400	2,400	2,400
資本剰余金	2,100	2,100	2,100
資本準備金	2,100	2,100	2,100
利益剰余金	△ 577	△ 934	△ 1,236
その他利益剰余金	△ 577	△ 934	△ 1,236
繰越利益剰余金	△ 577	△ 934	△ 1,236
株主資本合計	3,922	3,565	3,263
純資産の部合計	3,922	3,565	3,263
負債及び純資産の部合計	4,934	6,338	10,348

(5) 損益計算書の推移

(単位：百万円)

科目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	経常収益		77	769
保険引受収益		77	763	4,481
正味収入保険料		77	763	4,481
その他経常収益		0	5	73
経常費用		172	955	4,718
保険引受費用		124	392	2,697
正味支払保険金		6	245	715
損害調査費		84	132	130
諸手数料及び集金費	△	28	△ 205	△ 368
支払備金繰入額		15	41	126
責任準備金繰入額		45	177	2,092
営業費及び一般管理費		714	1,150	2,103
その他経常費用		94	191	236
支払利息		—	0	0
保険業法第113条繰延資産償却費		93	191	236
その他の経常費用		1	—	0
保険業法第113条繰延額	△	760	△ 779	△ 319
経常損失		94	185	163
特別利益		—	50	—
特別損失		—	34	10
固定資産処分損		—	—	10
その他特別損失(本社移転関係損失)		—	34	—
税引前当期純損失		94	169	173
法人税及び住民税		2	2	112
法人税等調整額		207	184	16
法人税等合計		209	186	128
当期純損失		304	356	302

(6) 1株当たり配当等

(単位：百万円)

項目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	利益に 関する 諸指標	1株当たり配当額	—	—
	1株当たり当期純損失	3,385.01円	3,962.63円	3,361.85円
	配当性向	—%	—%	—%
1株当たり純資産額		43,582.66円	39,620.02円	36,258.16円
従業員1人当たり総資産		112	109	117

(注) 1. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成23年度、平成24年度及び平成25年度の配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(7) 株主資本等変動計算書

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 577	△ 577	—	3,922	3,922
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	△ 356	△ 356	—	△ 356	△ 356
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 356	△ 356	—	△ 356	△ 356
当期末残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 934	△ 934	—	3,565	3,565

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 934	△ 934	—	3,565	3,565
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	△ 302	△ 302	—	△ 302	△ 302
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 302	△ 302	—	△ 302	△ 302
当期末残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 1,236	△ 1,236	—	3,263	3,263

(平成25年度 株主資本等変動計算書関係注記事項)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	90,000	—	—	90,000

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

該当事項はありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

4. 保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

区 分	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	2,254	2,012
資本金又は基金等	2,227	1,841
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	26	170
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	—	—
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	124	935
一般保険リスク（R1）	107	896
第三分野保険の保険リスク（R2）	—	—
予定利率リスク（R3）	—	—
資産運用リスク（R4）	52	125
経営管理リスク（R5）	4	30
巨大災害リスク（R6）	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	3,617.2%	430.2%

（注）「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

<単体ソルベンシー・マージン比率について>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（表の(B)）に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年3月31日）から算出にかかる法令等が改正されています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
(一般保険リスク)、(第 (巨大災害に係る危険を除く。))
三分野保険の保険リスク)
- ② 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
- ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
- ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
(経営管理リスク)
- ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつではありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされており。

5. 時価情報等

(1) 有価証券

該当事項はありません。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引情報

該当事項はありません。

6. 監査法人による監査の状況

当社は、会社法第436条第2項1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

会社概況

沿革	86
主要な業務、株式の状況	87
役員 の状況	89
従業員 の状況	90
設備 の状況	91

au損保の沿革

2010年2月	あいおい損害保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）とKDDI株式会社の共同出資によりモバイル損保設立準備株式会社として設立。資本金3億円
2010年9月	増資（資本金24億円、資本準備金21億円）
2011年2月	損害保険業の免許を取得
2011年3月	社名を「au損害保険株式会社」に変更
2011年5月	営業開始（「開業記念 自転車プラン」、「Myスマート保険（スタンダード傷害保険）」、「Myスマート保険once（国内旅行傷害保険）」発売）
2011年7月	「自転車ワイドプラン」発売
2011年11月	「Myスマート保険world（海外旅行保険）」発売
2012年7月	カスタマーセンターを横浜市内へ移転
2012年11月	港区から渋谷区へ本店移転
2012年11月	「Myスマート保険world（海外旅行保険）」リニューアル
2013年2月	カスタマーセンターを本店内へ移転
2013年3月	「おでかけゴルフ保険」発売
2013年5月	スマートフォン向け無料アプリ「海外サポート」提供開始
2013年10月	新保険商品ブランド「あうて」スタート、あうて「じてんしゃBycle」をはじめ、新ブランドのもとで各商品をリニューアル
2013年10月	自転車利用者向け無料アプリ「自転車の日」提供開始
2013年11月	あうて「おでかけ海外旅行」に家族タイプを追加
2014年4月	あうて「ペットの保険」発売

1. 主要な業務

● 損害保険事業

- ・ 保険の引受

当社は傷害保険、盗難保険及び費用・利益保険の引受けを行っています。

2. 株式基本事項

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	
期末配当金	3月31日
株主名簿管理人	なし
公告の方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
上場証券取引所	なし

3. 株主総会議案

(1) 平成25年6月27日開催第4回定時株主総会の報告事項及び決議事項は次のとおりです。

<報告事項>

平成24年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件

<決議事項>

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 個別取締役報酬額決定の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(2) 平成26年4月1日開催臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。

<決議事項>

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(3) 平成26年6月23日開催第5回定時株主総会の報告事項及び決議事項は次のとおりです。

<報告事項>

平成25年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件

<決議事項>

第1号議案 監査役3名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

4. 大株主の状況

(平成26年3月31日現在)

氏名または名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	59,940	66.6
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	30,060	33.4
計	—	90,000	100.0

5. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		適用
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成22年2月23日	6千株	6千株	3億円	3億円	—	—	モバイル損保設立準備株式会社設立
平成22年9月30日	84千株	90千株	21億円	24億円	21億円	21億円	

1. 取締役

(平成26年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務及び兼務の状況
代表取締役社長	しまだ のぶゆき 島田 信之	内部監査部
専務取締役	やなぎ やすゆき 柳 保幸	営業企画部
常務取締役	いませ ひろや 今瀬 博哉	人事総務部、コンタクトセンター事業部、経理財務部、営業企画部担当補佐
取締役	しいな たかひこ 椎名 貴彦	経営企画部、IT統括部、コンプライアンス部
取締役（社外）	かわな けん 川名 権	(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 営業企画部事業企画室長)
取締役（社外）	なかい たけし 中井 武志	(KDDI株式会社 新規ビジネス推進本部 事業開発部長)

2. 監査役

(平成26年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務及び兼務の状況
常勤監査役	あきやま ゆたか 秋山 豊	
監査役（社外）	いしもと けいじ 石本 圭司	(KDDI株式会社 経営管理本部 グループ事業管理部 マネージャー)
監査役（社外）	くぎみや りょうたろう 釘宮 亮太郎	(あいおいNDIサポートBOX株式会社 監査役、東京計器株式会社 社外監査役)

1. 従業員の状況・平均給与

(平成26年3月31日現在)

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
88	42.6	1.8	4,754

注1. 従業員は就業人員です。

注2. 平均年間給与（契約社員を除く）は、賞与及び時間外手当を含んでいます。グループ会社から当社に出向している社員は除いています。

2. 採用方針

当社はベンチャー企業、モバイル企業として積極的な人材採用を行います。

事業の拡大と共に、担当する業務内容や範囲も大きく変化するため、「新しい業務に積極的に携わりたい」という人材を特に求めています。

3. 研修

当社では、将来を担う人材の育成のために、研修やOJTなどにより、早期にモバイル企業・損害保険会社の社員に相応しい業務力・対応力の習得を図ります。

〔保険・通信業界研修、コンプライアンス研修・ゼネラリスト研修等〕

4. 福利厚生

社会保険等の福利厚生制度の他、社員慶弔見舞金、災害補償制度、育児・介護休暇制度等を整備しています。

主要な設備の状況

(平成26年3月31日現在)

店名（所在地）	事業の種類別	従業員数（人）	貸借料（百万円）
本店（東京都渋谷区）	損害保険事業	88	60

損害保険用語の解説（五十音順）

契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人を言います。保険契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

告知義務

保険を契約する際に、危険に関する重要な事項として、保険会社が告知を求めたものについて事実を正確にお申し出いただく義務のことです。

この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、契約が解除されることがあります。

再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁する事です。

これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くために同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

再保険料・受再保険料

保険会社が、締結する再保険契約に基づき、他の保険会社に支払う保険料のことを再保険料と言います。逆に、他の保険会社から受け取る保険料のことを受再保険料と言います。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称して言います。

支払備金

決算日までに発生した保険事故の保険金のうち、未払いのものについて、保険金支払いに充てるために積み立てる準備金のことを言います。

正味収入保険料

元受保険料及び受再保険料収入から再保険料・返れい金を控除し、さらに、積立保険（貯蓄型保険）に係る積立保険料を控除したものを言います。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金を言います。これには、決算期後に残された保険期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と異常災害損失に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）においては、満期返れい金、契約者配当金としてお返しすべき、保険料中の払い戻し部分、及びその運用益を積み立てる「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

（損害）てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことを言います。

損害保険募集人一般試験

損害保険の募集に初めて従事する方（これから代理店登録または募集人届出をする方）、および既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が損害保険業界共通で主催・実施する試験です。

損害保険の基礎や募集コンプライアンスなどに関する基礎単位と、「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」に関する各単位の計4単位により構成され、単位ごとに5年の更新制となっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算定団体であり、平成14年7月に、損害保険料率算定会（昭和23年設立）と自動車保険料率算定会（昭和39年設立）が統合し設立されました。火災保険、傷害保険、自動車保険等の参考純率、自動車損害賠償責任保険及び地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合です。保険会社の経営分析や、保険料率の算出に用いられています。通常は、実際に支払った保険金に損害調査費を加えたものを、実際に領収した保険料で除した割合をさします。

損保大学課程

損保一般試験に合格した損害保険募集人の方が、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを図るために創設された制度です。損害保険の募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、専門コースの認定を取得した方が実践的な知識・業務スキルをさらに修得するための「コンサルティングコース」があります。それぞれ所定のプログラムを受講・修了した後、試験に合格し、所定の認定要件を充たす場合に専門コースの方は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの方は「損害保険トータルプランナー」として認定され、5年の更新制となっています。

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればその事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則と言います。

個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にはかなりません。

損害保険用語の解説（五十音順）

通知義務

ご契約後や保険期間の中途に、ご契約の条件を変更しなければならないような事実が保険の対象などに生じるとき、ご契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。

被保険者

保険の補償を受ける人、または補償の対象となる人のことです。ご契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

保険期間

保険のご契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間です。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、通常は、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定められています。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことです。

保険金額

ご契約金額のことであり、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、ご契約者と保険会社との保険契約によって定めます。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険契約の解約・解除

ご契約者または保険会社の一方の意思表示によって、契約の効力をなくすことを言います。なお、多くの保険約款においては、解約・解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生ずるものとされています。

保険契約の失効

一定の条件に該当することにより自動的に保険契約が効力を失い終了することを言います。具体的な例としては、保険契約を結んだ後、保険金のお支払対象とならない事由で保険の対象の全部が滅失したときや保険期間中にご契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によって危険が著しく増加したときなどには、保険契約は効力を失います。

保険始期日

保険期間の初日、すなわち保険契約の補償の開始日を言います。通常は保険始期日以降に発生した事故であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われませんので、注意が必要です。

保険事故

保険契約において保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実を言います。

保険引受利益

保険会社の固有業務である保険引受業務に係る損益指標です。

保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約とがあります。

保険料

ご契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことを言います。保険約款の条文に「保険金をお支払いできない場合」や「補償しない損害」などの見出しがつけられています。

元受保険料

保険会社にご契約者から直接引き受けた保険契約を元受契約と言い、その契約によって領収する保険料のことを言います。